

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（案）

1. 計画の策定にあたって	・・・	1
2. 計画の位置付け等	・・・	1
3. 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会における協議内容	・・・	2
(1) 検討経緯と環境再生の方向性	・・・	2
(2) 協議会からの提言	・・・	3
4. 施策内容	・・・	4
(1) 自然再生	・・・	5
(2) 地域の振興	・・・	6
(3) 情報発信	・・・	7
(環境再生・現場イメージ図)	・・・	8
5. 実施スケジュール概要（県としての取組み）	・・・	9

参考資料

1. 計画の策定にあたって

本県田子町と岩手県二戸市にまたがる青森・岩手県境不法投棄事案について、本県は現場の原状回復に当たって、馬淵川水系の環境保全のため汚染拡散の防止を最優先とし、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする原状回復方針を決定した。

現在、この原状回復方針を基に、産廃特措法（特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法）の期限である平成24年度までの原状回復事業完了に向けて、計画的に撤去作業を進めており、今後、標高の高いエリアから、順次、廃棄物の撤去が完了し、地山（廃棄物撤去後に露出する自然地盤の土壌）が露出してくる見込みである。

このため、撤去作業と併行して跡地の取扱い方策を検討し、その内容を踏まえ、原状回復事業を効率的に進めるとともに、汚染がないことが確認された地山について跡地に関する事業が円滑に実施されるよう、全体の事業を一体で捉え進めていくことが重要である。

また、本事案は、全国的にも重要な問題となっている不法投棄を考える上で多くの課題を提供し、その解決に向けて広く関係者の努力が重ねられ、貴重な教訓、経験、知恵、技術が蓄積されてきた。

これらを踏まえ、現場跡地の取扱い方策をはじめ、これらの貴重な経験等を活かし、本事案のような不幸な出来事を二度と起こさせてはならないとのメッセージへとつなげるための取組み等について「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画」として策定するものである。

2. 計画の位置付け等

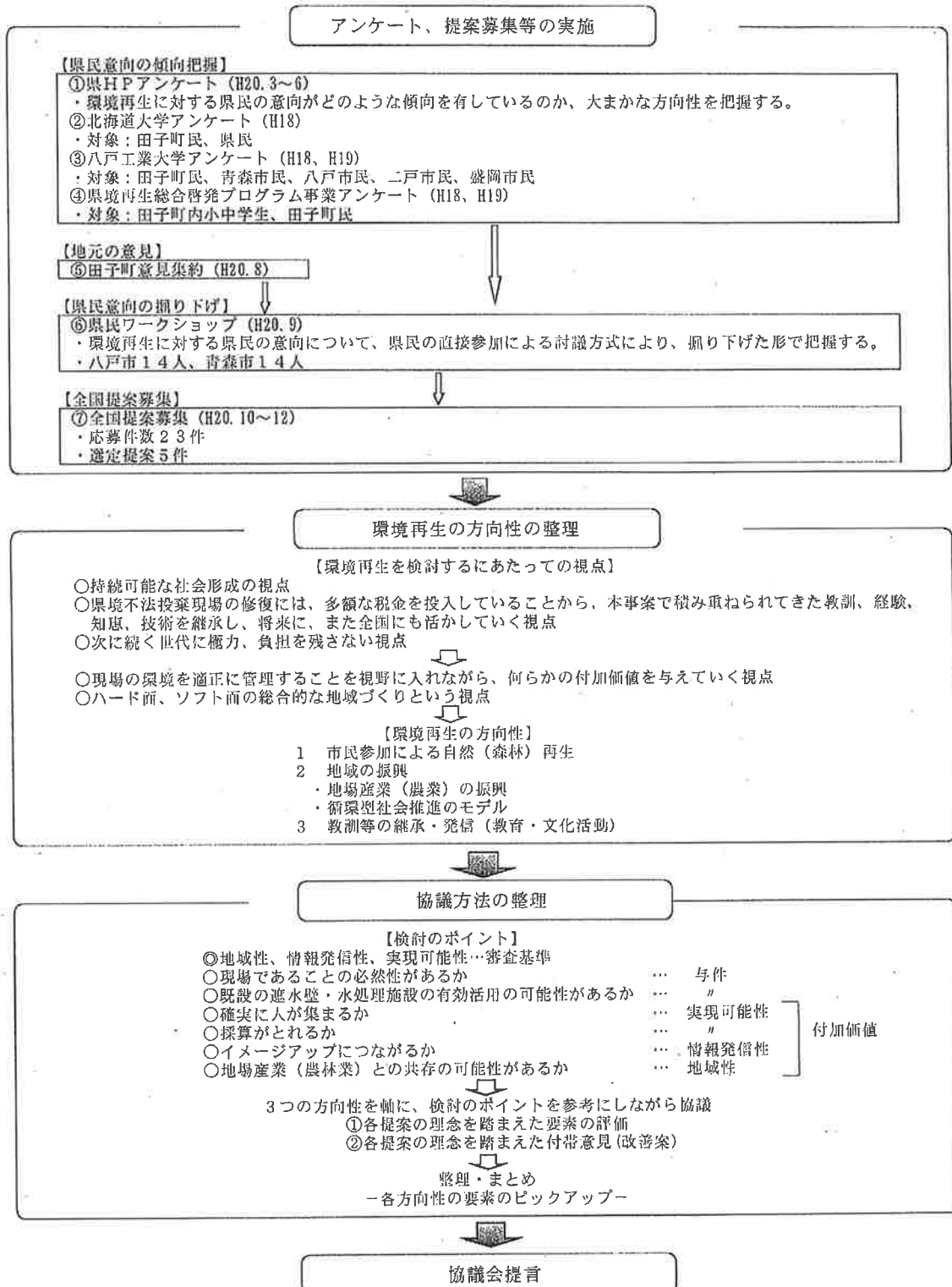
- (1) 産廃特措法に基づき実施される原状回復事業終了後の現場跡地の取扱い方策等について、県の自主的な取組みとして策定するものである。
- (2) 施策内容は、県としての取組みのほか、長期的展望を要するものや幅広い事業主体に期待されるものまで総合的に示すものとする。
- (3) 施策の具体化にあたっての詳細は、本計画を基に、別途、検討されるものである。

3. 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会における協議内容

(1) 検討経緯と環境再生の方向性

計画策定にあたっては、県民意向調査、地元田子町からの意見集約、県民ワークショップ、全国からの提案募集等を実施し、これらの結果を基に「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」において協議し、協議会からの提言を踏まえ策定するものとした。

協議会では具体的な施策の検討に先立って、環境再生をどのような視点で検討し、どのような方向性があるのか等について、全国からの提案募集等の結果を踏まえ整理のうえ協議を行った。



(2) 協議会からの提言

協議会では、全国からの提案募集の中から選定された5つの提案について、提案の要素毎に評価を行うとともに、それらを基にした協議結果を付帯意見としてまとめ、県に対する提言とした。

環境再生の方向性	提案NO.	提案の要素	評点	付帯意見
I. 市民参加による自然(森林)再生	1	自然配植技術による植林	4.1	①環境再生の方向性や要素について、単独ではなく、組み合わせとして考えていただきたい。 ②自然(森林)再生は、市民参加型ということを重視していただきたい。 ③地域振興の視点を重視していただきたい。(ハード、ソフト両面の事業が考えられる) ④後世に継承するための資料館を是非整備していただきたい。 ⑤魅力の創造として、観光や廃棄物教育的な要素をキーワードとして考えていただきたい。 ⑥協議にあたって整理した検討のポイントをよく考慮していただきたい。
	3	四季公園 森林公園 緑地公園	2.8	
	5	緑地化 (芝生、桜、広葉樹)	3.4	
II. 地域の振興 ・地場産業(農業)の振興 ・循環型社会推進のモデル	2	エネルギー施設 農業ハウス、 再生緑地、研修施設	3.5	
	3	バイオ燃料化施設 資源リサイクル施設、 水処理施設	2.6	
	3	太陽光発電、風力発電	2.7	
III. 教訓等の継承・発信 (教育・文化活動)	3	環境資料館	3.0	
	3	管理棟 (保養施設機能)	1.9	
	4	環境再生博物館	3.3	
	4	文化行事の開催	3.3	
	4	若手芸術家の制作の場	2.2	
	5	環境再生資料館 (水処理施設の活用)	4.5	

(各選定提案の概要)

- NO. 1
八戸市森林組合
「自然配植の考え方に基づく県民参加型自然再生」
自然配植の考え方(地域で育つ木の種を使い、それぞれの特性に合わせて植えること等)を基に、専門家指導型の一般市民参加イベントにより植樹する。
- NO. 2
東急建設(株)
「資源循環型によるエコアグリカルチャー」
竹林を再生し、木質バイオマス資源燃料施設により農業ハウスで利用する。
将来的に水素ガス精製施設に切り替える。
- NO. 3
NPO・最終処分場技術システム研究協会
「環境調和型廃棄物処理施設と四季公園」
掘削空間、遮水壁、水処理施設を活用して、資源リサイクル施設、バイオ燃料化施設を整備する。
集客のための公園等を併設する。
- NO. 4
慶應義塾大学藤倉研究会
「環境再生博物館でアートで発信」
不法投棄の体験や研究機能を有する環境再生博物館を整備する。
跡地を活用したコンサート等の文化行事や芸術家の創作拠点として情報発信する。
- NO. 5
八戸工業大学
「教訓を次世代に語り継ぐ県境環境再生記念公園」
芝生、桜、広葉樹の植樹により緑地化するとともに、水処理施設を資料館として活用する。

4. 施策内容

本事案は、全国最大規模の産業廃棄物不法投棄事案として、その原状回復には多大な県民・国民負担を要することとなった。一方、その過程では、多くの関係者の努力が重ねられ、全国的にも重要な問題となっている不法投棄を考える上での貴重な経験、知恵、技術等が蓄積されてきた。

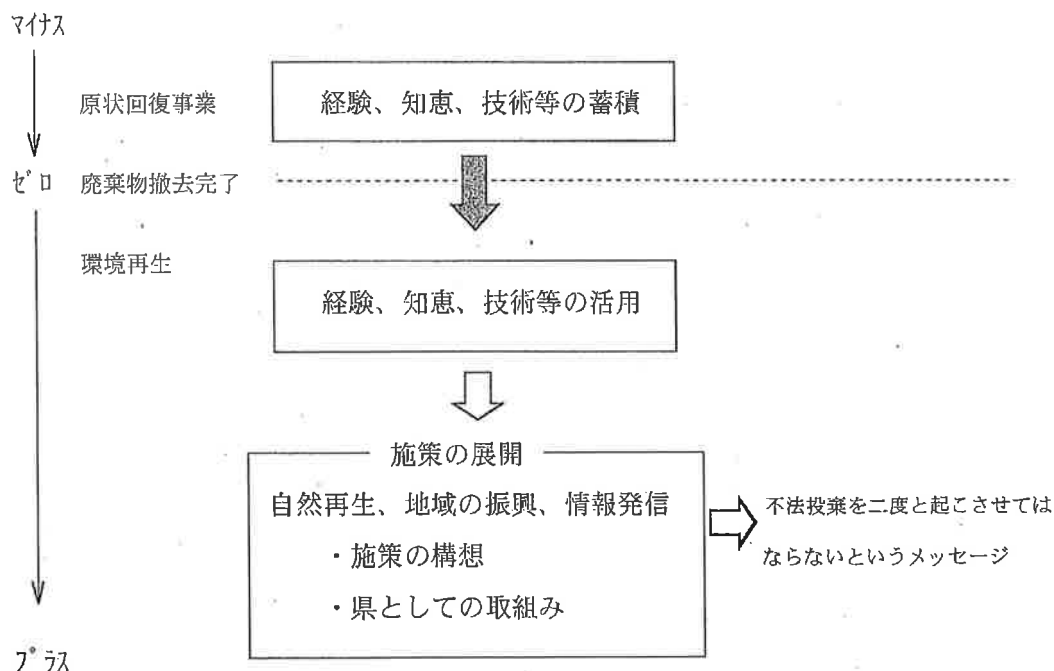
環境再生の取組みは、不法投棄現場を負（マイナス）の状態から元（ゼロ）の状態へ復旧するための原状回復事業等で培われてきたこれらの経験等を埋没させることなく、貴重な財産として次に続く世代に引き継ぎ、また国内外で活用すること（プラスの創出）を基本的な考え方とするものである。

そして、そのための施策を3つの方向性（①自然再生、②地域の振興、③情報発信）から展開し、本事案のような不幸な出来事を二度と起こさせてはならないというメッセージへとつなげていくものである。

施策の取組みや実現に当たっては、長期的な展望を要するものもあり、また、県単独のみならず、地元田子町、県民・国民（NPO、市民グループ等）、民間企業・団体などとの連携・協力やそれらの主体的な取組みに期待されるものもある。

ここでは、そうした将来の可能性や事業主体を幅広くとらえ、施策の構想として示したうえで、県として具体化に取り組んでいく施策を示すものである。

【施策の体系概念図】



(1) 自然再生

【施策の構想】

現場跡地は、不法投棄により失われた恵み豊かな大地への思いを馳せながら、緑あふれる豊かな自然環境の再生をめざすものとする。

再生は、本事案に関する現世代の経験等を次に続く世代につなげていく願いを込めた新たな環境創造活動として位置付け、地元住民、県民等が一体となって現場跡地にその第一歩を記しながら、自然の自律的な再生力に委ね、再生された現場を将来に引き継いでいくものとする。

- 植樹による森林域整備
- 市民参加等による植樹活動
- 再生現場を含む体験型学習・観光などへの展開

【県としての取組み】

- 植樹による森林域整備
 - ・周辺自然林と調和のとれた広葉樹（ブナ、ミズナラ等）の植林
- 市民参加等による植樹活動
 - ・地元・近隣の小中学生等による植樹祭
 - ・一般県民等による植樹祭
 - ・民間企業との連携による植樹活動
- 再生現場を含む体験型学習・観光などへの展開
 - ・植樹活動に事案学習や周辺観光等を組み込んだ体験メニューの提供

(2) 地域の振興

【施策の構想】

現場跡地は、植樹による森林域整備のほか、地域社会のニーズや現場の自然条件、地理的条件、インフラ条件等を踏まえながら、ハード、ソフト両面での有効活用による地域の振興につなげていくことが考えられる。

ハード面では、地域特性を活かした再生エネルギー施設の展開などが考えられる。

ソフト面では、現場からの環境再生のメッセージの発信や新たな地域づくりへの活用の観点から各種イベントの開催等が考えられる。

○再生エネルギー施設

○各種イベント（環境イベント、文化イベント等）の開催

【県としての取組み】

○跡地の活用（ハード、ソフト）についての部局横断的な検討

- ・全国公募提案者への事業化の働きかけ
- ・民間企業・団体等への情報提供

○県以外の実施主体における跡地の活用（ハード、ソフト）の促進

(3) 情報発信

【施策の構想】

原状回復事業について、事業の状況の積極的かつ継続的な公開に取り組んできた経緯を踏まえ、原状回復事業終了後においても、これらの経験、資料や新たな環境再生の取組み等について、貴重な財産として次に続く世代に引き継ぎ、また、国内外で活用するため、積極的に情報発信することとし、廃棄物の適正処理や持続可能社会形成へのメッセージとしていくものとする。

- 資料の展示・公開（浸出水処理施設の活用等）
- アーカイブの整備・公開
- 学校教育への活用
- 一般市民への啓発行事（イベント、シンポジウム、現場見学会等）の開催
- 民間企業・団体、一般市民等による基金の造成
- 市民参加等による植樹活動（再掲）
- 各種イベント（環境イベント、文化イベント等）の開催（再掲）

【県としての取組み】

- 施設稼働期間内の浸出水処理施設を活用した資料展示・公開
 - ・パネル、廃棄物サンプル等
- 県以外の実施主体における資料展示・公開の可能性の検討
- 事案継承等の機能を有する案内板の現場への設置
- アーカイブの整備・公開
 - ・原状回復の記録、環境再生の取組み、全国の関連事案・研究成果等
- 学校教育への活用
- 市民参加等による植樹活動（再掲）

環境再生・現場イメージ図

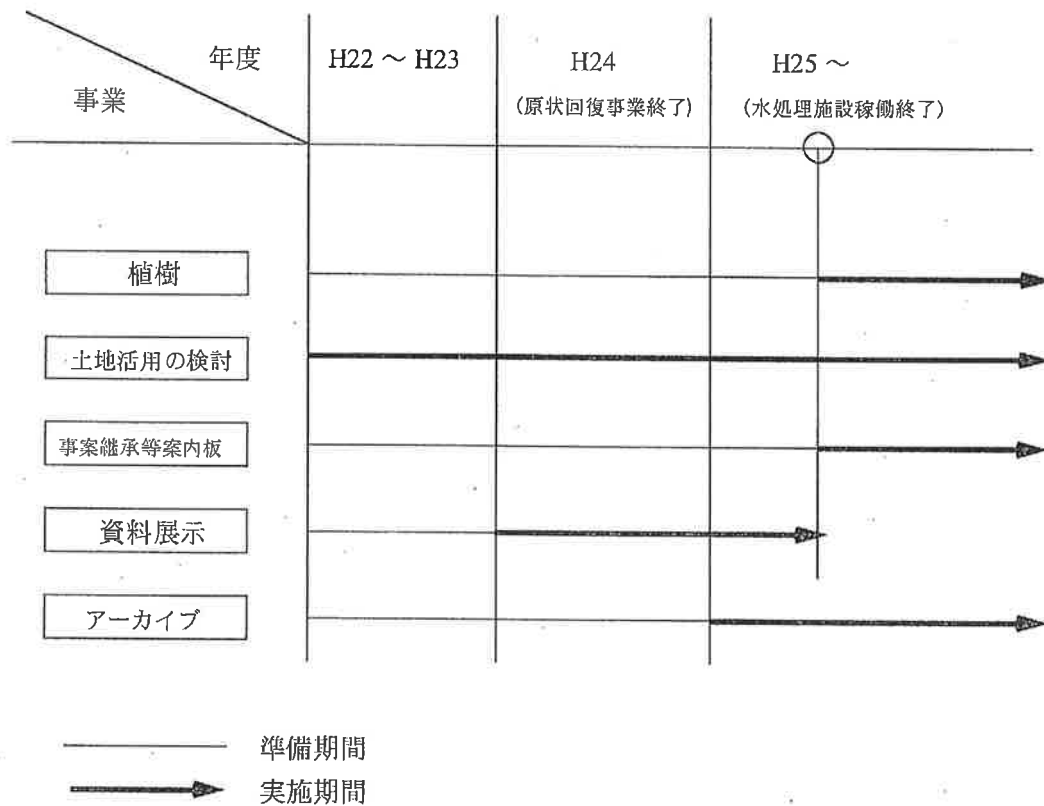


5. 実施スケジュール概要（県としての取組み）

ここでは、「4. 施策内容」のうち、県としての取組みに関する主な施策内容の実実施スケジュールを示すものとする。

なお、現場は廃棄物の全量撤去終了後、現場内地下水が環境基準に適合し、かつ安定したことを確認する必要がある、一定期間、水処理施設の稼働を要することが見込まれている。また、稼働にあたっては、水処理施設の処理能力を超えないよう、雨水の浸透を抑制する必要がある、表面遮水等の措置が見込まれている。

このため、現場における環境再生事業は、水処理施設の稼働終了後の着手を基本とすることとし、概ねのスケジュールとして示すものである。



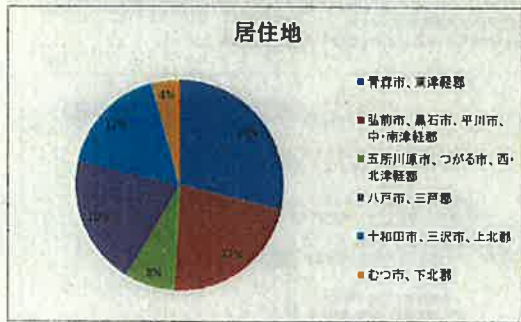
参 考 資 料

- ①青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生に関する県民意向調査結果（青森県） … 1
- ②不法投棄現場の環境再生に関するニーズ調査手法の提案（北海道大学） … 3
- ③県境不法投棄現場の跡地利用検討に関するアンケート調査結果（八戸工業大学） … 6
- ④県境再生総合啓発プログラム事業アンケート結果（青森県） … 9
- ⑤青森県の県境不法投棄現場の環境再生計画策定における田子町の集約した意見 … 10
- ⑥県民ワークショップの結果のまとめ … 15
- ⑦青森・岩手県境不法投棄現場環境再生・提案募集要項 … 21
- ⑧県境不法投棄現場環境再生・提案一覧 … 25
- ⑨選定提案プレゼンテーション資料 … 28
- ⑩施策内容を検討するにあたっての協議会各委員からの意見 … 43
- ⑪第29回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会議事録概要 … 46
- ⑫県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会設置要領 … 52
- ⑬県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会環境再生提案・審査部会設置要領 … 54

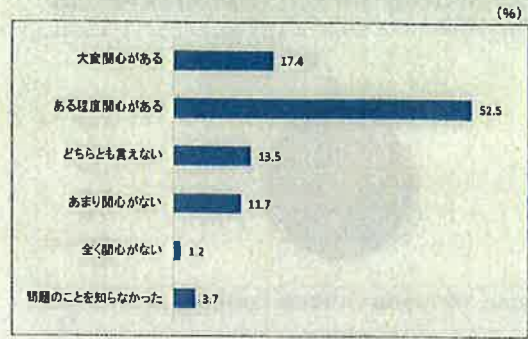
青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生に関する県民意向調査結果

- ・調査方法 インターネット
- ・調査対象 青森県在住者
- ・調査期間 平成20年3月21日～6月30日
- ・有効回答数 1111

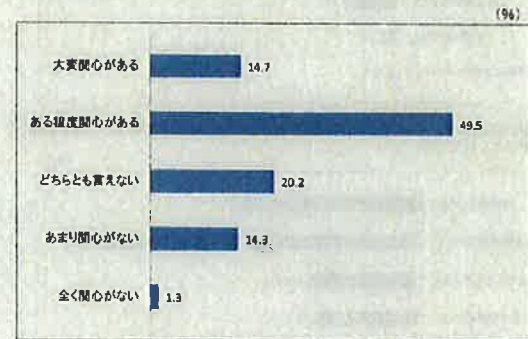
・回答者の属性



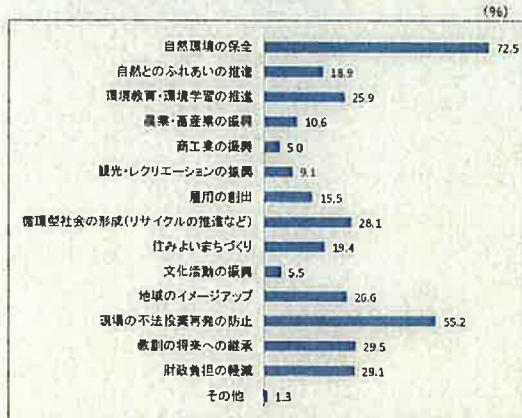
問1. あなたは、青森・岩手県境不法投棄問題にどの程度関心を持っていますか？



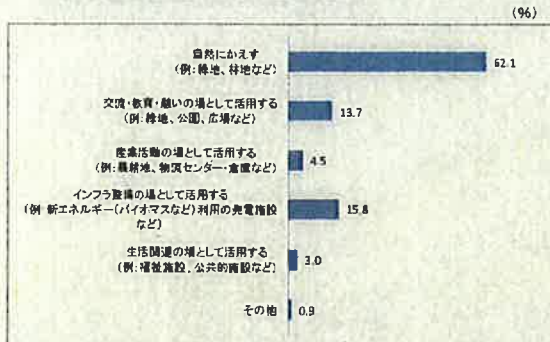
問2. あなたは、青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生(跡地利用)にどの程度関心を持っていますか？



問3. あなたは、青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生(跡地利用)を進めるにあたって何が重要だと考えますか？(複数回答可)



問4. あなたは、青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生(跡地利用)をどのように進めたいと考えますか？(あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。)

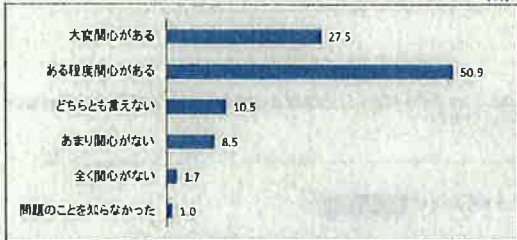


青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生に関する県民意向調査結果
(田子町在住者)

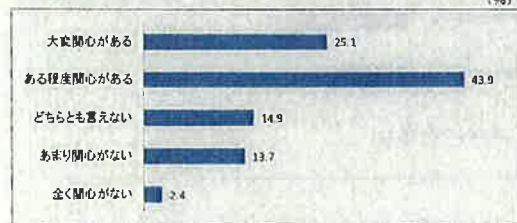
調査方法 県ホームページアンケートについて、田子町が調査票を配布し実施
回収数 1019



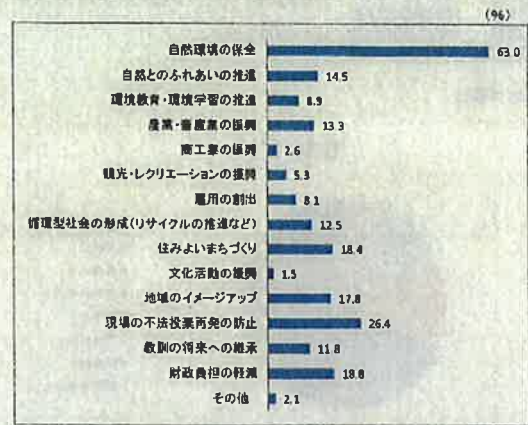
問1. あなたは、青森・岩手県境不法投棄問題にどの程度関心を持っていますか？ (9%)



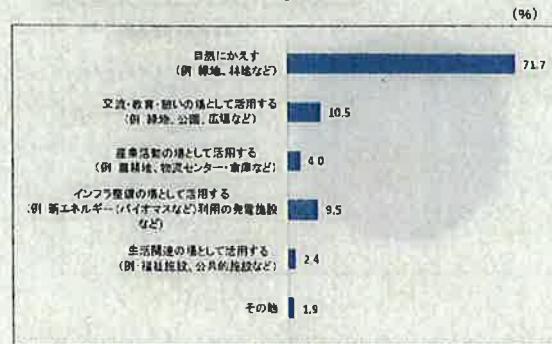
問2. あなたは、青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生(跡地利用)にどの程度関心を持っていますか？ (9%)



問3. あなたは、青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生(跡地利用)を進めるにあたって何が重要だと考えますか？(複数回答可)



問4. あなたは、青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生(跡地利用)をどのように進めれば良いと考えますか？(あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。)

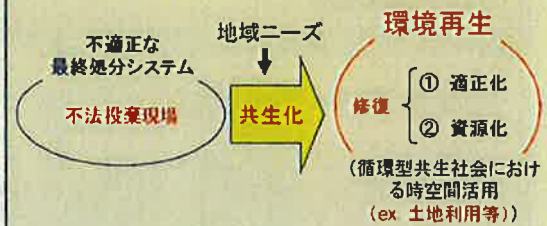


不法投棄現場の環境再生に関する ニーズ調査手法の提案 ～青森・岩手県境不法投棄現場 の跡地利用を例として～

北海道大学大学院工学研究科
循環計画システム研究室

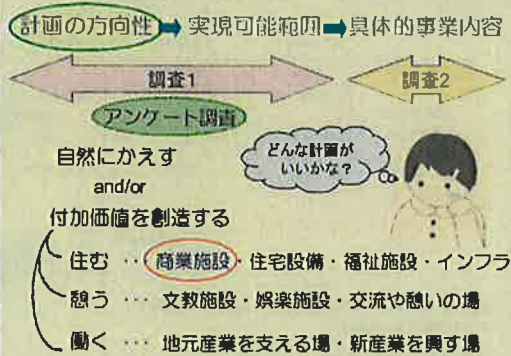
出典：長岡由加利、吉市博、石井一英、岩川野：不法投棄現場の環境再生に関するニーズ
調査手法の提案／青森・岩手県境不法投棄現場の跡地利用を例として、
第18回環境工学学会発表講演集，pp. 90-92, 2007

1.背景と目的

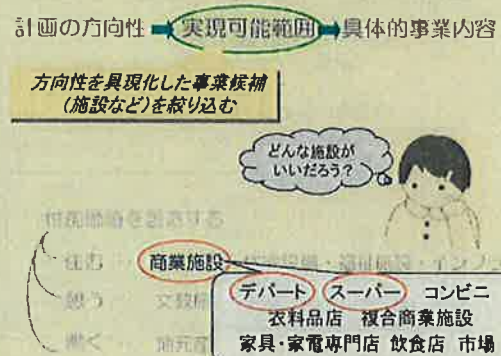


目的：地域住民のニーズを捉えながら、原状回復後の跡地利用について検討するための手法を提案し、青森県不法投棄現場への適用例を示す。

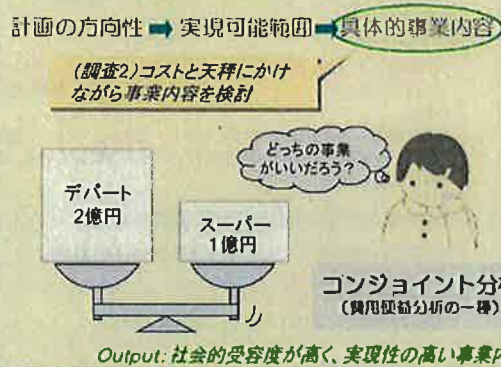
2.本研究で提案する手法 —計画の方向性—



3.本研究で提案する手法 —実現可能性—



4.本研究で提案する手法 —事業内容—

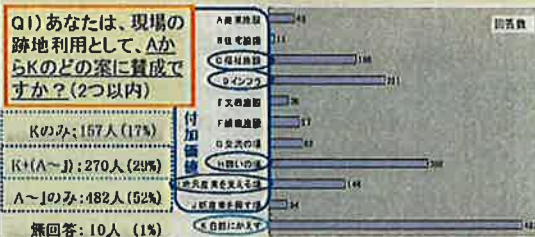


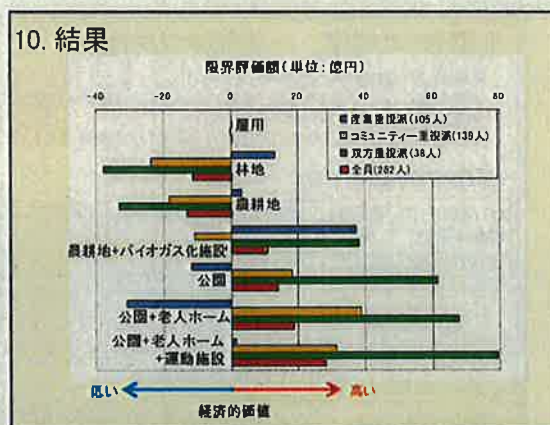
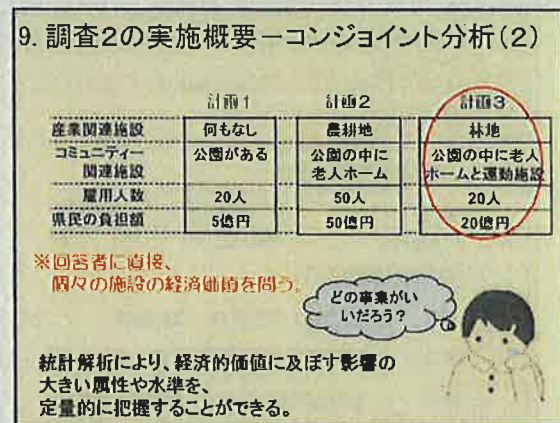
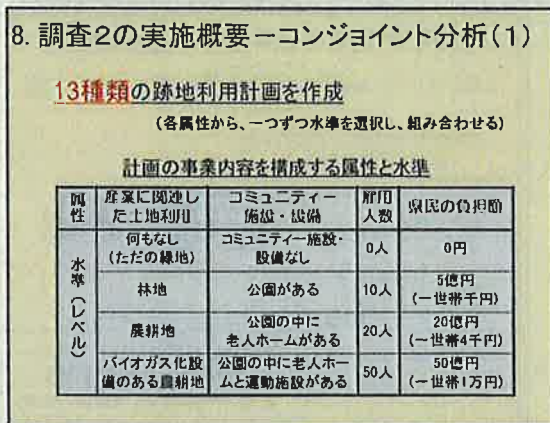
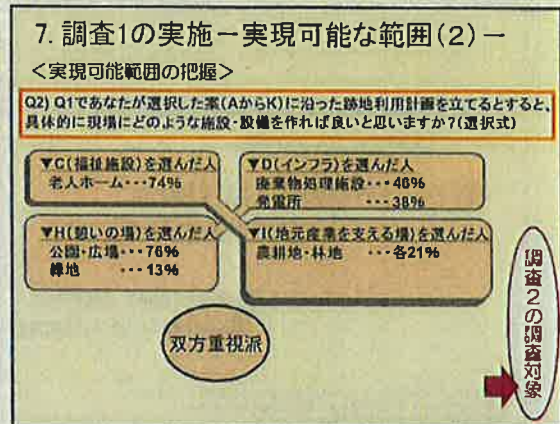
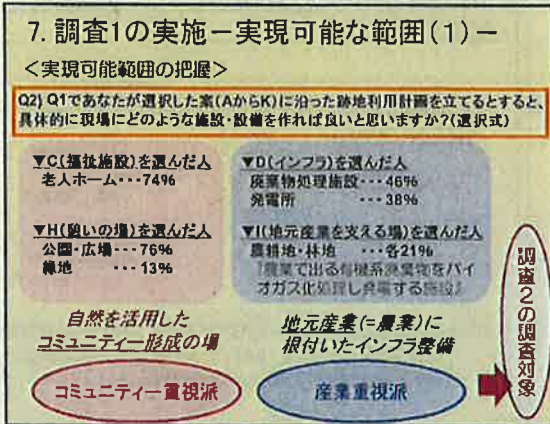
6. 調査1の実施 —計画の方向性—

- ・調査方法：郵送
- ・調査対象：田子町民250世帯・青森県民2500世帯(電話帳から任意抽出)
- ・調査時期：2005年11月6日～20日
- ・有効回答数：240世帯 919人 / 回収率：28% (あて先不明を除く)

<計画の方向性に対するニーズ調査>

Q1) あなたは、現場の跡地利用として、AからKのどの案に賛成ですか？(2つ以内)





11. まとめ

○環境再生の方向性について(調査1より)

- 全体の81%が環境再生に付加価値を求めており、また46%が自然を取り戻すことにニーズを感じていることが明らかとなった。
- 付加価値については、“産業”または“コミュニティ”をキーワードとする跡地利用の方向性にニーズを感じていることが明らかとなった。

○具体的な事業内容について(調査2より)

- 本研究の範囲内では、単なる農耕地や林地よりも、
 - バイオガス化施設
 - 運動施設、公園、老人ホーム
 を含む事業が望まれていることが分かった。

12. アンケート調査の留意点

一般に、アンケート調査では、質問の仕方によって、回答者の反応が異なるので、調査対象者の真意を汲み取るための工夫が必要である。そのためには、アンケートの目的に応じた質問項目の設計を怠ってはならない。

例えば、次のような項目に留意して調査すべきである。

- ・調査項目を選択するための事前調査
- ・対象者の抽出方法(代表性)、回答率
- ・回答者が迷わない質問内容の明確さ
- ・問題構造を明確にできるクロス集計
- ・解析結果の説得性

県境不法投棄現場の跡地利用検討に関するアンケート調査結果

八戸工業大学
環境建設工学科 教授 福士 憲一
准教授 金子 賢治
元HRC任期付研究員 矢澤 一樹

1

調査目的

1. 原状回復・環境再生・地域活性化に関する住民意識調査を実施
→ 周辺住民が望む撤去作業終了後の**跡地利用案**を大まかに把握（自由記述形式、周辺住民を対象）
2. 代表的で実現性のある**跡地利用計画案**を作成し、費用・利点等も提示し、**跡地利用選好調査**を実施
→ 住民の望む跡地利用計画について検討（5段階選択式、周辺住民と両県代表市民を対象）

2

1. 跡地利用案の概要調査

・アンケート対象：現場周辺の住民、郵送
青森県田子町300名 回収率10.3%
岩手県二戸市300名 回収率14.7%
回収数計 76名

・アンケート内容：自由記述形式（住民意識に与える行政の対応の影響分析調査の一環として実施）

「県境不法投棄現場の原状回復・環境再生・地域活性化に関してご意見等ございましたら、下記にご記入をお願いします。」

3

・周辺住民の跡地利用に関する主な意見

- **自然復元**
 - ・広葉樹の山。きれいな水と水害のない川 ・現場は山林に
 - ・落葉広葉樹自然林に再生 ・美しい自然を戻し子孫に ・緑化自然公園
- **処理施設**
 - ・産廃処理工場を稼働する施設を ・地元雇用と地域活性化に
 - ・現地に処理施設を建て回復処理を。永続的に操業も
- **啓発施設**
 - ・地元も常に関心を持てる工夫 ・森林公園とし「環境破壊の戒め」の施設
- **複合施設**
 - ・環境改善への指針となるクリーンセンター等
 - ・ミニゴルフ場等。自然と融合しながら健康増進を
- その他の復旧後に対する意見
 - ・安心して住める町に ・住民の健康に害のないように。
 - ・風評被害等農家に影響が無いように ・再生は両県一体(現場はひとつ)
 - ・負の遺産を負い目することなく、他県にこの経験を活かし伝える
 - ・「我が県は環境の先進県」と言える施設、情報発信を

4

2. 跡地利用選好調査

・跡地利用計画案の作成

- 計画案 条件 (m²またはm³、両県民1人あたりの費用)
- (a)更地：面積27万、費用 0円
 - (b)植林：面積27万、費用20円
 - (c)中規模公益廃棄物処理施設：
面積9万、費用530円、容積12.7万
 - (d)小規模公益廃棄物処理施設
面積5.2万、費用250円、容積6.9万
 - (e)小規模環境教育施設：
面積0.2万、費用250円
 - (f)中規模環境教育施設：
面積0.5万、費用400円
 - (g)複合施設 廃棄物処理場と環境教育施設等の組み合わせ
複合施設A=(c)+(e)：廃棄物処理(中)＋環境教育(小)
複合施設B=(d)+(e)：廃棄物処理(小)＋環境教育(小)
複合施設C=(c)+(f)：廃棄物処理(中)＋環境教育(中)
複合施設D=(d)+(f)：廃棄物処理(小)＋環境教育(中)

5

・アンケート調査の概要

対象：現場周辺住民(田子町250、二戸市340) 590名
両県を代表する市の住民(青森市、八戸市、盛岡市) 各600名
合計2390名に郵送 → 回収率25% (601名)

質問内容の例：5段階選択式、他に自由記述も

I-1 下記の跡地利用案に対してどのように感じますか、あてはまるものに○を付けてお答え下さい。

(a) 更地 (面積27万㎡ 費用負担額0円)

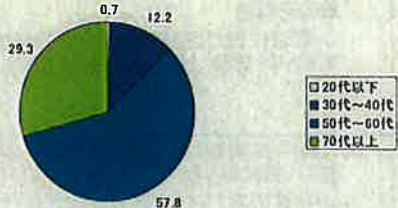
不法投棄廃棄物の全量撤去と処理施設の撤去後、盛形土に覆土をして平野にし、そのまま放置するとします。費用がほとんどからず、時間をかけて自然に回復すると考えられます。ただし、地域振興に対するメリットは伺いません。

1 非常に良い 2 良い 3 普通 4 悪い 5 非常に悪い 6 わからない

6

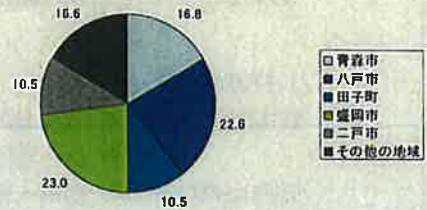
・回答者の属性

年齢



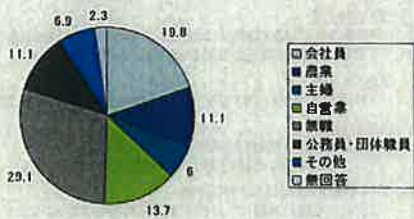
7

居住地域



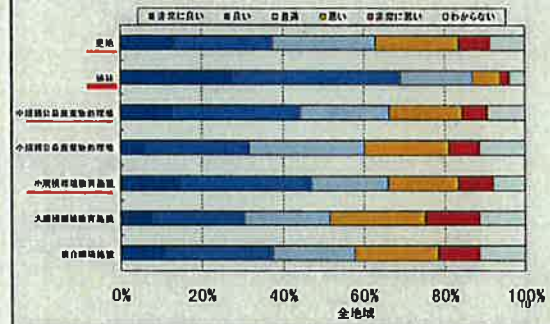
8

職業

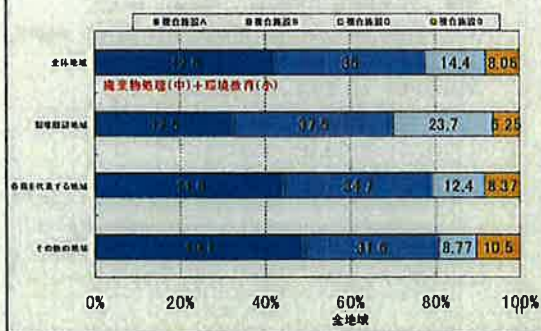


9

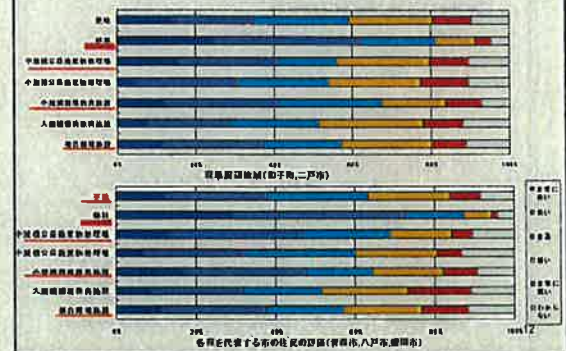
・跡地利用計画に対する回答者全体の評価

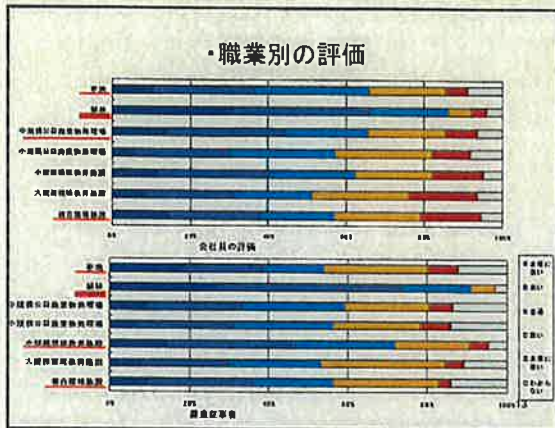


・複合施設に対する回答者全体の評価



・地域別の評価





・自由記述欄への意見

- 1) 跡地利用計画に関する意見
 - ・廃棄物処理施設を建設すべきではない
 - ・環境教育施設を運営しても客が来るのは初めだけ
 - ・何もなくて良い
 - ・健康・福祉・レクリエーション等、子供たちが利用できる集会施設を
 - ・廃棄物処理で発生する熱を利用した生産施設を

◆否定的意見では、廃棄物処理施設に対するものが最多
建設には4割以上が賛成だが、強い反対意見があることも事実
住民との対話・合意形成が重要となる
- 2) 原状回復・環境再生・地域活性化に関する意見
 - ・処理施設等を建設。周辺住民の雇用を
 - ・跡地利用と地域活性化は連して考えるべき
 - ・緑地化・自然回復など次世代に自然を残すべき
 - ・複合環境施設を建設。地域活性化を
 - ・農業者の安心を。安全な農作物を生産・販売できる環境を
 - ・地域を越えた交流の場に

14

3. まとめ

- 1) 周辺住民と各県代表市民には様々な意見あり。植林をして元の状態に復元するといった意見が最も多い。
- 2) ただし、廃棄物処理施設や教育施設などの施設を建設することに肯定的な人も多い。
- 3) 施設を建設する場合、中規模廃棄物処理施設と小規模環境教育施設を併設し、周囲に植林を施す案も受け入れられる可能性がある。
- 4) 各県代表市民は、現場から離れているにもかかわらず、不法投棄問題を県や地域全体のものとして捉えている。また、ある程度の費用負担があっても、現場再生に協力的であること、跡地に処理施設を建設することに肯定的な意見も多い。

15

県境再生総合啓発プログラム事業アンケート結果

1 県境再生総合啓発プログラム事業について

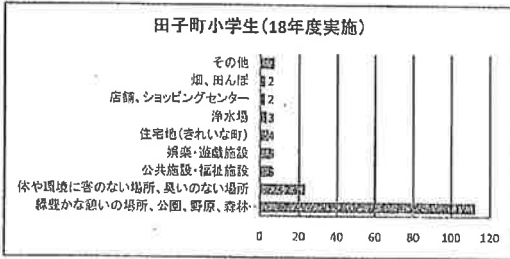
県境不法投棄事業に係る原状回復対策事業の理解促進を図るとともに、次代を担う子どもたちに環境保全の大切さを学んでもらうため、田子町町民各層(小・中学生、一般町民)を対象に、出前授業や不法投棄現場見学会などを実施する。

2 アンケート結果

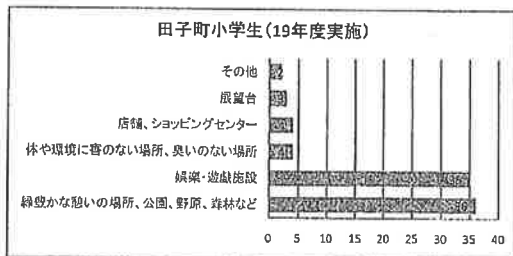
【田子町小学生】

ごみを片付けてしまった後の場所がどうなれば良いと思いますか？

18年度実施(平成18年6月、7月 回答数164)
 田子小学校5・6年生 出前授業(6月26日)
 上郷小学校4年生、清水頭小学校3・4年生 現場見学(7月4日)
 田子小学校4年生 現場見学(7月6日)



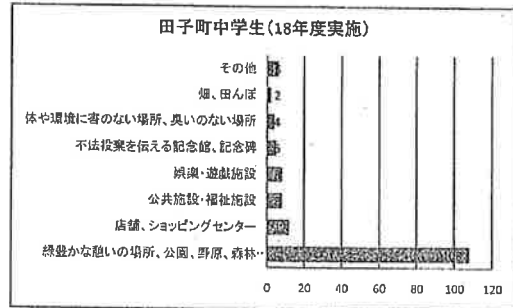
19年度実施(平成19年6月、7月 回答数60(複数回答あり))
 上郷小学校4年生 出前授業(6月26日)
 清水頭小学校3・4年生 現場見学(7月2日)
 田子小学校4年生 現場見学(7月9日)



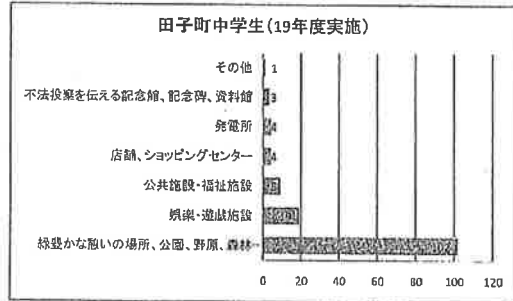
【田子町中学生】

ごみを片付けてしまった後の場所がどうなれば良いと思いますか？

18年度実施(平成18年6月、7月 回答数153)
 田子中学校3年生 出前授業(6月22日)
 田子中学校2年生 現場見学(7月3日)



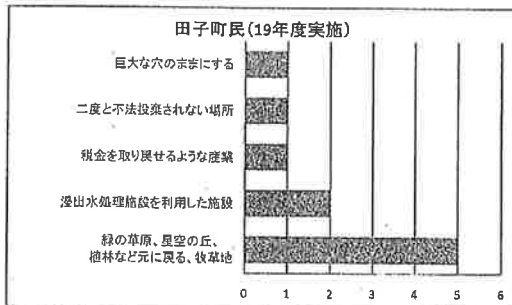
19年度実施(平成19年6月、7月 回答数135(複数回答あり))
 田子中学校3年生 出前授業(6月21日)
 田子中学校2年生 現場見学(7月2日)



【田子町民】

廃棄物の撤去が終わった後、現場がどのようになれば良いと思いますか？

19年度実施(平成19年9月 回答数0(複数回答あり))
 町民見学会(9月1日)



青森県の県境不法投棄現場の環境再生計画策定における
田子町の集約した意見

1 はじめに

県境不法投棄現場の原状回復対策については、元の自然の状態に戻していただきたいという田子町の住民の強い願いから、平成15年8月に青森県知事が全量撤去を基本とする原状回復方針を発表され、田子町がこれを大筋で受け入れた中、平成16年1月に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づいて環境省が同意した原状回復実施計画に則り、国の支援を受けて実施されています。これに対して、原状回復後の現場の跡地利用(環境再生)計画については、平成15年4月2日に青森県知事が県の行政責任を認め、おわびを表明したことに基づき、その実施と管理が青森県の責務としてなされるものと田子町では認識しております。そして、この計画と実施は、青森県の原状回復方針に基づく廃棄物等の全量撤去が完遂されることを前提とした中で、現場の環境再生そのものとともに本事案の教訓を後世に継承するものであって、かつ、範に値するものでなければならぬと考えます。

これらの経緯に従い、青森県の要請により提出する田子町の意見については、十分その内容についてご勘案いただき、青森県の策定される環境再生計画に反映・採用されるようお願い申し上げます。なお、策定された計画に基づく実施に当たっては、田子町といたしましてもその連携と協力を惜しまない所存であることを申し添えます。

2 環境再生計画策定の経緯についての情報公開と地元住民説明について

平成21年5月に予定する1次案を青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会に諮る前の素案段階において、青森県は、田子町の意見及び専門家等からの提案等が計画策定に当たってどのように考慮され反映されたのかについて、その経緯と内容を情報公開し、地元住民説明会を開催して事前に説明しつつ、計画策定に至る過程において、その経緯を都度県民及び地元住民にわかりやすい形で示しながら進めていただくようお願い申し上げます。単にパブリック・コメントを求め、それでよいというものではないと考えます。

3 環境再生計画策定における意見の骨子

- (1) 環境再生は、青森県の原状回復方針に基づく廃棄物及び汚染土壌等の全量撤去が完遂されることが前提で、この不法投棄事案の教訓の将来への継承を視点に、青森県の行政責任を明確にしたことによる県の責務としてなされるものと考えます。
- (2) 原状回復後の現場跡地の環境再生の方向性は、ミズナラなどの落葉広葉樹を植栽して元の自然に近い状態の自然林を目指すこととし、この場合、植栽後の保育期間を含めた自然林が形成されるまでの長期的視野に立った計画期間が必要と考えます。
- (3) 自然林の再生過程においては、既存の施設等も利用し、事件の経緯と教訓の展示・学習及び資料を保管する小規模な施設を設置し、また、計画区域全域は、跡地見学の場と環境再生過程の研究フィールドに提供されるべきと考えます。

4 環境再生計画策定における詳細意見及び要請・要望点

(1) 計画区域

この環境再生計画の計画区域は、現に青森県の県有地となっているおよそ11ヘクタールの不法投棄がなされた区域、または、汚染拡散防止対策として建設された鉛直遮水壁の効果を見込む区域内とします。ただし、田子町としては、青森県が岩手県との連携の元に、岩手県側の不法投棄がなされたおよそ16ヘクタールの区域も計画の対象区域とされるよう要請いたします。

なお、この不法投棄がなされた区域の周辺については、民有地として自然林や放牧採草地等の安定した土地となっていることから、特段の必要性が無ければ計画区域とする必要はないと考えています。

(2) 自然林の再生前における原状回復と環境修復

- ① 廃棄物及び汚染土壌の完全撤去による原状回復が終了し地山の安全性が確認された後、自然林の再生のために植栽を行う前段として、土壌小動物、微生物の充実した表土(地ぎわから20~30センチ)の復元(環境修復)が重要で、地山の修復として有機物に富んだ土または腐葉土等の客土が必要であると考えます。また、土壌の投入とともに法面上には間伐材等を利用した土留柵を設置し、安定した植栽基盤の造成も必要と考えます。
- ② 自然林再生の過程における現場見学、植栽・保育作業、山火事・降雨災害対応等のために、現場内には簡易舗装等を行った作業通路網の整備が必要で、あわせて、突発的大雨等の予測される災害に対処する水路等も必要と考えます。
- ③ 平成15年8月に青森県が発表された原状回復の基本方針の2では、『不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施するため、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする。』とされています。この中では、汚染が無い不法投棄現場周辺の土壌環境と同等となる対策がなされるのが原状回復の基本と考えます。このことから、現地にある覆土が土壌環境基準を満たすものであっても、これが汚染の無い不法投棄現場周辺の土壌環境と同等のレベルにあるのか、あるいは相当の汚染があっても土壌環境基準を満たしているのかが不明で、その評価がきちんとなされるべきものと考えます。これらに鑑み、現地にある覆土が単に土壌環境基準を満たすことだけをもって環境修復材等として再利用されることには原則反対です。もちろん、有機溶剤臭など自然由来でないものが確認される場合には、その再利用について認め難く撤去対象の土壌として扱っていただかなければなりません。ただし、外部から相当量の客土等によって、汚染が不法投棄現場周辺の土壌環境と同等のレベルに希薄化されることが可能であれば、それを条件に認めざるを得ないと考えています。この場合には、その合意の手順や実施に関してマニュアル化するとともに、再利用後10年間程度は環境モニタリングを行い、その時点での土壌環境基準を満たしていることを公表するよう要望いたします。
- ④ 廃棄物及び廃棄物が混入している土壌については、これまで田子町の意見及び提言で青森県に要望及び要請してきたように、その利用については認められません。これらについては、青森県の原状回復の基本方針の3で、『なお、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民や学識経験者等で組織する「原状回復対策推進

協議会」などにおいて十分説明をし、その有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、土壤環境基準を満たす汚泥や堆肥様物など最終的に土壤に還元される性質のものについて、現地で有効活用することも可能であると考えている。』とされているように、「住民の方々のコンセンサスが得られる場合」という方針を遵守するよう強く要請と要望をいたします。この田子町の住民のこれまでの継続的な願いは、是非、青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の委員各位にも再度お伝えしていただき、ご認識とご理解をあらためて賜りたいと存じます。

(3) 自然林の再生手法

- ① 自然林のイメージは、ミズナラ、ブナ、トチノキ、ニホングリ(ヤマグリ)、オニグルミ等の夏緑広葉樹の混交林となります。これらの夏緑広葉樹による混交林を仕立てることは、気象や土壤条件から相当な困難を伴うことが予想されますが、自然再生を目指すこの計画にとっては、潜在自然植生を推定し、それに近い夏緑広葉樹による混交林を目指すことは大きな目標です。また、この潜在自然植生の復元・再生の試みは、その目的と壮大な規模・継続性において学術的にも貴重な事例となると考えられます。さらには、地球温暖化防止に貢献するCO₂の森林吸収源対策ともなり得ます。
- ② 植栽樹種については、沢筋や傾斜地等の条件を加味した潜在自然植生を調査の上で20~40種を選定し、自然の植生遷移では数百年かかると言われる潜在自然植生の復元を早急に行うために、高さ30~50センチのポット苗を植栽密度1m²当たりたりり3~4本をランダムに混植・密植する手法が考えられます。ポット苗は誰にでも植え付けが可能なため、環境再生事業の開始時点で植樹祭等のイベントも実施できます。

なお、周辺林分からの天然更新に由来するアカマツの自生を除き、針葉樹の植栽は避けるべきで、また、荒廃地復旧対策に用いられるハンノキ属等の樹種は、現場周辺が牧草地であること及び住民感情としては好ましくなく、また本来の植生を乱す特定外来生物被害防止法の「要注意外来生物リスト」にあるハリエンジュ(ニセアカシア)等の植栽も避けるべきです。もちろん一般の治山緑化工等で用いられる当地域に存在しない植物や帰化植物の導入も同様です。
- ③ 植栽後は、稲ワラ等での完全なマルチングをし、その後はなるべく自然に委ねる手法が一般的ですが、現地の気候条件の厳しさ等から約10年間程度は植栽樹木の枯死が相当予想されるので、生育状況に応じた補植等の保育作業の必要性をあらかじめ計画に盛り込んでおくべきと考えます。
- ④ 植栽するポット苗木の育苗にはかなりの年月が必要で、計画策定後直ちに、青森県は地元の森林組合や関係団体等にその育苗委託を発注すべきです。これらは、植栽後の保育作業や下述する展示・学習施設等の管理とあわせて、雇用創出などの地域振興の観点から実施されるべきものと考えます。
- ⑤ 植栽や植栽後の保育に当たっては、環境再生実施の取り組みへの関心を高めるため、広く一般県民からのボランティアなどを募り、イベント的に実施することも一考の余地があると思います。また、ポット苗の植栽に一部加えてミズナラの実(ドングリ)やクリ、クルミ等の身近な木の実を、子どもたちに楽しみながら直接土に植え込んでもらう方法もあると考えます。さらには、これらの方法の一助として、基金の造成や広く一般

の方々からの環境再生資金の寄附を募ることも考えられます。

(4) 自然林の再生過程

- ① 現場内に、駐車場と事件の経緯と教訓を伝え、産廃不法投棄防止啓発の展示・学習ができ、かつ、関係資料を保管する小規模な施設を設置していただきたい。この施設は冬期間以外は公開し、見学者及び自然林再生に必要な植栽、保育作業を行う人々のトイレを含む休憩所の機能をあわせたものにすべきです。
- ② この施設の設置場所は、
 - ア 選別保管施設を植栽や保育の作業、管理に必要な倉庫等として活用する
 - イ 現場西側沢筋下部の浸出水貯留槽脇の建物施設を活用する
 - ウ 岩手県との連携では、現場入り口付近に設置した方が利便性がよいことなどを考慮して選定すべきものと考えます。
- ③ 自然林の再生過程においては、現地は原則として公開し、冬期降雪期間を除いて跡地見学の間や環境再生過程の研究フィールドの間として、一般の方々のほか大学や民間を含む研究機関等にも提供し、あわせて施設も使用できるようにすべきと考えます。

(5) 自然林の再生と相反しない付加的若しくは別途の案

- ① 自然林の再生区域内において、傾斜や土壌条件等によって一部小面積のエリア区分、ゾーニングをし、単一の広葉樹の植栽でもって、例えば「ヤマグリの森」、「トチノキの森」という設定をした中で、木の実や昆虫採取等のレクリエーション的利用に資することも考えられます。
- ② 自然林の再生が難しい区域及び展示・学習施設の周辺等において、景観形成のため、季節の風物詩となり得るソバ、アブラナ(菜の花)、ゲンゲ(レンゲソウ)等のお花畑を造成します。ソバやアブラナは収穫した実をバイオマス資源や種として活用することもできると考えます。
- ③ 部分的に自然林と区分して薪炭林等の造成区域を設定し、クヌギなどの植栽により、薪炭林を造成します。これらの森林は、林業的手法で30～50年に一度の伐期を設定し、将来産出される森林資源は、炭の原料やバイオマス資源としての小規模なバイオメタノールの製造等に民間の資金・技術を導入して活用できるとも考えます。
- ④ 植生遷移の早期段階で形成される陽樹としてのシラカンバは、山火事・山崩れ跡地等でも比較的容易に更新することから、植栽樹種として検討には値します。シラカンバの森林は厳密には自然林ではないとしても、カレンダー的景観で来訪者の目を楽しませる要素があります。展示・学習施設の周辺の森林公園的整備をする場合の一考となります。
- ⑤ 自然林の再生過程における森林空間及び②で上述したような草地空間並びに作業通路網等を自然林の再生に支障のない範囲で、レクリエーションまたはイベント的利用に供する場として常時開放若しくは一般公募での使用を認めることも考えられます。例えば冬期間のクロスカントリーの間として提供すること等が一案です。

5 その他

(1) 岩手県との連携

青森県側が青森県の県有地で、岩手県側の原状回復対策を講じている土地が岩手県の県有地でないことなどの条件の差異により、環境再生に対する検討スケジュールに時間差があるのは承知していますが、原状回復後に取り組む環境再生計画は、「現場は一つ」という認識の元に両県同一のものでなければならないと考えます。このため、当町ではこれまでも両県が連携して同一の認識で環境再生計画を策定すべきと申し上げてきた経緯があります。しかしながら、青森県がどうしても先行する場合には、その策定前に、「自然林の再生」等の基本的将来像だけでも岩手県と事前調整のうえ共通認識を持ち、そして岩手県の事前了承を受けてから計画を策定すべきではないでしょうか。

また、このことにより、駐車場や展示・学習施設等を共有して設置管理するとともに、必要に応じて岩手県側北部の撤去完了跡地から、青森県側の地山の修復材として客土することも可能となります。

(2) 青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の委員について

田子町においては、これまで地元住民代表の委員を増員していただくよう要望してきた経緯がありますが、これとあわせて、今後環境再生計画の構想策定や自然林の再生の過程において、適切な助言・提案と評価のできる森林の植生や生態の専門家を複数名、委員として委嘱任命することが必要と考えます。

(3) 不法投棄現場の跡地及び現有する施設等について

① 不法投棄現場の土地は現在県有地となっており、最低限環境再生が完了するまでは県所有の土地として適正な管理がなされるよう計画に盛り込まれるべきです。このことについては、また岩手県も同様の措置をとるべきでしょう。

② 浸出水処理施設については、鉛直遮水壁の有効性による汚染拡散の恐れがないことが確認され、かつ、廃棄物及び汚染土壌の完全撤去完了の後、数年間にわたる浸出水の処理と原水の水質によってそれ以上の水処理の必要性がなくなったと判断された場合は、その後の利活用は考慮せず、速やかに現場から撤去され、原状回復がなされるべきものと考えます。

ただし、水処理施設の稼働の必要性がなくなったか否かについては、モニタリングデータと科学的知見に基づき、複数の専門家、関係自治体及び関係機関の意見と同意をもって、その判断を行っていただくよう要望いたします。

(4) 県民ワークショップの開催と専門家等からの提案募集について

① 県民ワークショップを開催するに当たっては、参加者36人全員に対してこの提出する「田子町の意見」を事前に配布して、田子町の意見の内容を参加者に十分把握していただけるような配慮をお願い申し上げます。

② 専門家等の総合的な提案募集においては、公募段階において、青森県のホームページ「青森・岩手県境産廃不法投棄事案 環境再生に向けた取り組み」にこの「田子町の意見」を掲載するなど、応募者が参照する措置を講じていただくようお願い申し上げます。

青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生に向けて
～県民ワークショップの結果のまとめ～

開催概要

○開催場所・日時

①八戸会場（八戸市福祉公民館）

・平成20年9月7日（日）13時30分～16時30分（3時間）

②青森会場（青森県観光物産館アスパム）

・平成20年9月15日（月・祝日）13時30分～16時30分（3時間）

○参加者数

①八戸会場 14名

②青森会場 14名

○編成

1会場あたり、4～5人×3グループ+ファシリテーター（進行役）1名

○検討内容

「現場に何らかの付加価値を与えていく視点」

「ハード面、ソフト面の総合的な地域づくりという視点」から、

以下の方向性について検討しました。

1. 地域づくりに活かしていく自然

2. 地域づくりを次の3つの方向から検討

①生活関連（新エネルギーなどインフラ整備など）の場として活用する

②教育・文化・交流の場として活用する

③経済活動（産業活動の場）として活用する

参照：県境不法投棄現場の環境再生に向けた3つのステップ（次ページ）

県境不法投棄現場の環境再生に向けた3つのステップ

－
(マイナス)

STEP 1：廃棄物の撤去（マイナスからゼロへの取り組み）

国の特別措置法に基づき、現場の不法投棄産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障（公共の水域、地下水の汚染、廃棄物の飛散流出など）の除去を行う。

0
(ゼロ)

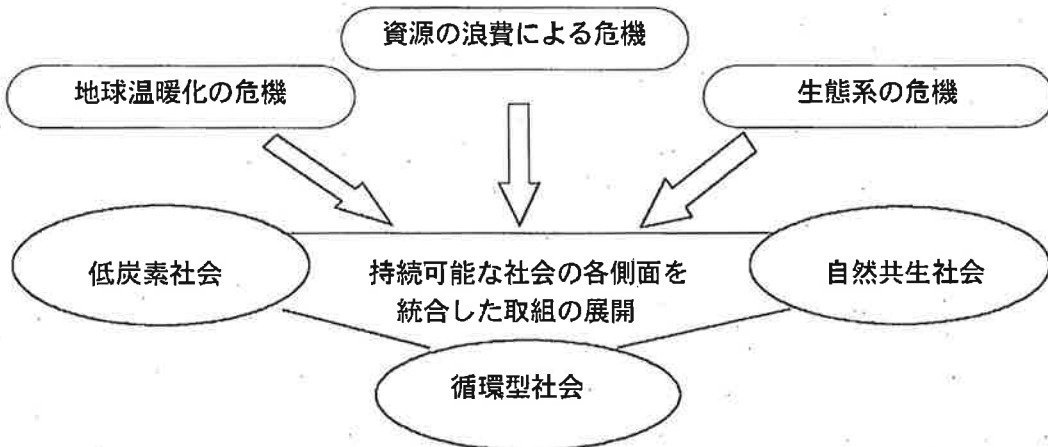
STEP 2：廃棄物の撤去完了（ゼロ） (参照：原地形イメージ図)

STEP 3：現場の環境再生（ゼロからプラスへの取り組み）

【環境再生を検討するにあたっての視点】

～前提として～

- 持続可能な社会形成の視点（地球規模での環境問題の現状と課題への認識）



- 県境不法投棄現場の修復には、多額な税金を投入していることから、本事案で積み重ねられてきた教訓、経験、知恵、技術を継承し、将来に、また全国にも活かしていく視点
- 県財政が極めて厳しい状況にあること



- 現場の環境を適正に管理することを視野に入れながら、何らかの付加価値を与えていく視点
- ハード面、ソフト面の総合的な地域づくりという視点



～ワークショップでの検討の主な方向性～

- STEP 2（ゼロ）の自然→住民ニーズに基づいた地域づくりに活かしていく自然
- 地域づくりを次の3つの方向から検討する
 - ・生活関連（新エネルギーなどインフラ整備など）の場として活用する
 - ・教育・文化・交流の場として活用する
 - ・経済活動（産業活動）の場として活用する

+
(プラス)

1. 地域づくりに活かしていく自然の方向性について

◎どのような自然を創っていきますか？

- 緑豊かな自然
(森林(ブナ、ヒバ、スギ)、竹林、芝生、桑畑など)
- 樹木だけではなく、花や果樹など色とりどりの自然
- 日本一の芝桜
(「日本一」であることに意味がある。)
- 自然を人々が気軽に体験できる自然公園
- 傾斜地を活かした人工の川(水辺)がある自然公園
- 森林浴のできる森
- 木の実のなる森
- 昆虫採集(カブトムシ、クワガタムシ、セミなど)のできる森
- 湧き水がわいてくるような木々を植栽
- シンボル性のあるもの
(日立製作所TVCMで有名な「日立の樹」のようなもの)
- 何も足さない、何も引かない自然
(植林など人為的な手を加えないで、自然がどう蘇るか、自然の力を観察する。)

◎誰が、どのように創っていきますか？

～植林でつながりを・みどりでつながる仕掛け～

- 地元住民、馬淵川水系流域住民、県民、県外住民によるボランティア植樹
(1本1本に植樹者の名前をつける。自分の木が育つのを定期的に見守るイベントや研修会を開催する。)
- 自然教育の一環として県内外小中学生によるボランティア植樹
(長期的な観点で行うのも考え方)
- 環境保護運動に熱心に取り組んでいる県内・全国企業とのタイアップ・売却
(企業名を冠した「〇〇の森」の形成など)
- 個人、企業への分割売却やオーナー制
(実のなる木の栽培・収穫体験や収穫物の配送)
- 田子町小学校の卒業記念植樹
(長い年月をかけて「田子の森」として育てていく)
- 維持活動のための募金活動
(募金者への還元方法については要工夫)

◎どのように利用される場所ですか？

- 自然観察、自然教育、環境教育の場
- 域内外の人々の交流の場
(田子町と県内外の子供の交流、高齢者と子供・若年者の交流など)
- 1年を通じた現場体験プログラムを用意
(例：春－植える、夏－育てる、秋－収穫する、冬－スキー、1年中－星空観察)
- キャンプ、ハイキングなどができる場
- 自然ふれあいキャンプ場
(現場の野菜を食し、動植物と触れ合い、宿泊するなどすべてをまかなうことが体験できるキャンプ場)
- 自然あふれるスポーツ公園
- 傾斜地を活かしたスキー場
- 林業の体験林
- 田子町民に対して、農業用地として一坪地主のような形で貸し付け
- 星空観察やUFOウオッチ
(現場は星空がとてもきれいな場所。UFO の目撃情報も。キャンプ場・宿泊施設も必要)

2. 地域づくりの方向性について

①生活関連の場として活用する方向性について

～現場の地理的条件や地元の資源を活かした新エネルギーシステムの展開～

- 風力発電、太陽光発電
(現場のシンボル、ランドマークとしての意味も込めて)
- バイオマス施設
(家畜ふん尿、製材残材など)
- リサイクル施設
- 生まれたエネルギーの現場他施設などへの活用
(水処理施設、公園、完成記念イベント(例：知事サミット))

○廃棄物処理施設

～水処理施設の活用～

- 農産物、花卉生産への活用
- 蓄積された技術の県境不法投棄現場以外への普及、先進技術の啓発
- 飲料可能になるまで技術を高める

○保険・医療・福祉の一体化(包括支援)のモデル地区

(特区の活用やNPOによる。周辺環境は心理学的にも活用できる。)

②教育・文化・交流の場として活用する方向性について

(1. 地域づくりに活かしていく自然の方向性に掲載のものを除く)

- 教訓を伝えるオブジェやモニュメント(100~150年の風雪にも耐えうるもの)
- 教訓、経験、知恵、技術を伝え、継承するための資料館・記念館
(ゴミの現物、撤去の記録、ゴミ処理体験など。ゴミを排出した県外の人意識にも訴える工夫を)
- 学術機関(大学等)の研究施設誘致
- 広域エリアで設置ニーズが高い県立施設を地元を整備
- ランドスケープを活かした墓地
- 記念日を設ける。
- 野外コンサートや環境をテーマにした演劇開催
- 基金の設置による環境をテーマにした論文募集
- 日本に唯一の場所づくりのためのデザインコンペ(全世界に向けて)
- 周遊性をもたせる工夫
(現場ですべてを完結させなくても、周辺の既存資源(地元農産物でもてなし、地元資源を活かしたさまざまな体験など)と組み合わせて、周遊の一部に組み込むような(田子町を訪れたら必ず現場まで足を運びたくなるような)仕組みづくり)

③経済活動の場として活用する方向性について

～地場産業(農畜産業)のさらなる飛躍～

- 全国ブランドの「にんにく」「田子牛」の生産
- レンタル・ファームとして活用するとともに、収穫物の即売や合同収穫祭(地元他団体や他市町村)などのイベントも展開する。
- 傾斜地という地形(下から一面を見上げる)を活かして、いろいろな生産物の形態や色彩を活かした扇形の風景画のような景観(=農地アート)を創出する。

～にんにく、にんにく加工品の生産・販売のさらなる飛躍～

- にんにく畑のレンタルファーム化
- にんにく加工場の集約化と加工残渣物リサイクル施設の併設整備(=ゼロ・ミッション)
- 立地条件整備(傾斜地のフラット化)のための帆立貝殻や廃棄物利用による埋め立て
- JAなど地元関係機関や外部の販売戦略プロデューサーなど一体的な推進体制の整備

～企業誘致などの展開～

- 経済特区の活用
 - きれいな空気や水を必要とする工場や研究所
- *進出した企業の名誉・評価が高まるように。アクセス道路などインフラ整備も大事。

ファシリテーターによるワークショップ結びのコメント(別紙)

ファシリテーター結びのコメント

○八戸会場

全体的に問題が大きいこともあってか、プレーンストーミング的なワークショップだったかなあという気がしている。

物足りない部分、成果もまとめきれなかった部分あったかと思うが、各グループのファシリテーターが受けた雰囲気、印象、意見を補足しながらまとめていきたい。

全体として、抽象的な話になるが、いろんな分野での活用について、皆さんが思っているのは、日本最大級の廃棄物の不法投棄現場であったということを忘れないために、どのようにシンボルをつくって、そのシンボルの持つメッセージを伝えていくかということに強い印象を受けた。

具体的に進めて行くに当たって、地元の資源との組み合わせ、つながりをいかにもつかということと、ただ町民だけではなく、町民同士のつながりもそうであるが、流域の関係ある人、納税者とのつながりを取り込んでいこうという意志、考えが共通しているところかと感じている。

シンボル性、メッセージ性、つながりが貫かれるような再生のアイデアが実現することを願っている。

○青森会場

前回の八戸と比べると、距離的なものもあるのか、いろいろと違う意見が出されたという印象を受けている。それでも共通するものがいくつかあるが、本日、現場のイメージとか、現場に対する発想の転換が全体に流れているということを強く感じた。

八戸ではつながりということが出たが、空間的つながりという側面が強かった。今回は時間的なつながり、世代を超えたつながりを取り入れようとしていることを感じた。

田子町の現場は、そこにしかないという意味でかけがえのなさみたいなもの、正であるにせよ、負であるにせよ、宝であるということが意見の中から強く感じて、そういうかけがえのなさを大事にしようということ。つながりでいうと、「田子町だけではないよ、孤立させないよ、僕たちも関わっていくよ」という意欲に満ちたメッセージが込められていたように思う。

これは県に対するお願いというか、中立的な感覚からすると、これは24年度の全量撤去後にどう利用をしようかという話で、非常に参加している人にとってはリアリティに欠ける場所があったと思う。勿論リアリティに欠けているのが悪いということではなくて、及び腰というか、ちょっとどうしようかなという感じがあった印象も受けている。スケジュール的にはきついかもしれないが、やはり全量撤去後の現場に立って、イメージ図がずっと出ていたが、そういうところに立って、初めて聞こえてくる現場の声というのものもあるのではないかと。風の声とか虫の声とかそういうものを含めた土地の声というのものもあるのではないかと印象を持った。勿論それは、そこに行かなければわからないという閉鎖的なリアリズムではないが、全部なくなって初めてわかる、出てくるイメージもあるのではないかと、ちょっと感じている。だからと言って、その時になって初めて考えてみてもしようがないということではあるので、そういう意味では、今回のワークショップが撤去後の利用に向けた小さいけれども確かな一歩にはなっていってほしいと強く感じている。

青森には青森の、八戸には八戸の田子町に対する距離感とか感覚が意見の端々に出ている、逆にそういう多様性が今後の活用策を考える時の大きなヒントになればいいと感じている。

青森・岩手県境不法投棄現場環境再生・提案募集要項

主 催 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会
(会長：北海道大学大学院教授 古市徹)
青森県
後 援 環境省 毎日新聞社

1 趣旨

青森県田子町及び岩手県二戸市に跨る青森・岩手県境不法投棄事案は、日本最大規模の産業廃棄物不法投棄事案として、その原状回復には多大な国民・県民負担を要することとなりました。

本事案は、全国的に重要な課題となっている不法投棄問題を考える上で大きな教訓を与えることになるとともに、この悲劇を乗り越えるために多くの関係者の努力が重ねられ、貴重な経験や知恵が蓄積されてきました。

これらの教訓、経験、知恵を記憶に留め風化させることなく、次世代に引き継ぐことは、現世代に課せられた大きな責務であり、そのためのメッセージを「再生」の姿として具現化する必要があるものと考えます。

また、その「再生」の姿は、我が国の21世紀環境立国戦略が掲げる持続可能な社会形成の観点等から、全国に向けた普遍的メッセージの発信源ともなるべきことが期待されます。

現場では、現在、平成24年度までに廃棄物の撤去・処理を完了するための作業を鋭意進めています。その後の現場の環境再生の方向性を検討するにあたり、この問題を一地域の問題とするに止まらず、全国的な視点で捉えるべき課題であるとの認識に立ち、また、もとより前例のない取り組みであることにも鑑み、全国から幅広く知見を集め、当協議会の議論に活用していきたいと考えているところです。

寄せられた提言やそれらを基にした当協議会の議論は、本事案のみならず、今後の他地域での関連事案に関する議論にも貴重な資料として活用いただけるものと考えています。

趣旨をご理解の上、数多くのご提案をいただけることを期待しています。

・青森・岩手県境不法投棄現場環境再生の検討に関する参考資料（略）

2 応募対象

- ①研究所などのシンクタンク、企業、業界団体
- ②大学等の研究者・研究グループ
- ③NPO、市民グループ
- ④一般個人

3 提案内容

青森県では、この提案募集の実施に先立って、県民ワークショップを実施しています。提案するテーマや内容は、このワークショップで出されたさまざまなアイディア（後掲・略）を参考に、以下の項目についてまとめてください。

- ①テーマ・キーワード（テーマ選定の目的・理由）
- ②概要
 - ・跡地利用の形態やソフト面の工夫など、全体の仕組み
 - ・必要に応じてフローチャートやイメージ図を用いてください
- ③実施主体
 - ・提携・協力主体を含みます
- ④概算事業費
 - ・可能であれば記入してください
- ⑤期待される効果
- ⑥その他・特記事項

*対象エリアは、現場の青森県側エリアと浸出水処理施設敷地とします。
ただし、地域づくりの観点から、田子町ほか周辺地域に関連が及ぶものについては、それらも含めるものとします。

- 現場見学を希望される方を対象に、次のとおり現場見学会を開催します。
平成20年11月7日（金）
12時30分：JR八戸駅集合 14時～15時：現場見学 16時30分JR八戸駅解散
・現場見学会案内・参加申込書
- グループごとの成果品やワークショップの概要を記録した映像資料も用意しておりますので、希望者には配布いたします。
- 県民ワークショップに先立って実施された以下のアンケート等もご参照ください。（略）
 - ・青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生に関する県民意向調査結果（青森県実施）
 - ・県境再生総合啓発プログラム事業アンケート結果（青森県実施）
 - ・不法投棄現場の環境再生に関するニーズ調査手法の提案（北海道大学実施）
 - ・県境不法投棄現場の跡地利用検討に関するアンケート調査結果（八戸工業大学実施）
 - ・青森県の県境不法投棄現場の環境再生計画策定における田子町の集約した意見（田子町実施）

4 応募された提案の取り扱い

(1) 提案の審査

応募いただいた提案は、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会に設置された環境再生提案・審査部会において、以下の基準から審査の上、数案に選定します。

【平成21年1月予定】

審査基準について

①地域性

地域住民や地域社会のニーズに応えるものであり、地域づくりへの適切かつ継続的な効果が得られること。

②情報発信性

これまでにない新しい発想や取り組み、方法論などが含まれており、全国に情報発信力を持つものであること。

③実現可能性

現状に照らして、実現可能性が高いこと。

(2) 青森県知事表彰

選定された提案については、青森県知事表彰を行うとともに、副賞として地元田子町から特産品のにんにく（平成21年度の田子にんにく一坪オーナーの権利）と田子牛の牛肉を授与します。

(3) 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会におけるプレゼンテーション等

選定された提案については、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会において、各提案者からプレゼンテーションをしていただき、協議会ではそれらを基に協議します。

（出席経費については青森県が負担します。）

【平成21年2月予定】

青森県は、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会での協議を踏まえ、環境再生計画案を策定します。

【平成21年5月予定】

(4) 青森県ホームページへの掲載

選定された提案のほか、環境再生提案・審査部会により優れた提案と認められるものは、青森県ホームページに掲載し、広く情報公開します。

5 募集期間

平成20年10月20日（月）～平成20年12月19日（金）

6 応募方法

所定の応募様式に必要事項を記入し、電子メールまたは郵送にてご提出ください。

- ・応募様式（ウィンドウズ版 word 文書形式）（略）

7 応募同意について

以下の事項に同意した上で応募いただくこととします。

- ①応募した提案内容に関する知的財産について、青森県が必要と認める第三者が、無償で使用する権利を与えます。
- ②応募提案の一部または全部が、応募者名とともに青森県ホームページ等で公表されることを了解します。
- ③応募における提案内容に対し、著作権人格権は行使しません。
- ④提案内容が、応募者以外の第三者が保有する知的財産権の使用を前提としている場合には、知的財産権の使用料が製品に含まれ当該製品が市場で誰でも自由に購入できる場合を除き、提案書の中でその具体的内容を明記します。
- ⑤環境再生提案・審査部会の審査を通過したことによって提案の実現が保証されるわけではないことを理解します。
- ⑥環境再生提案・審査部会の審査を通過した場合でも、その提案内容の詳細検討に関する契約の実施の有無および契約先の選定については、主催者側の決定に何らの権利も主張しません。
- ⑦応募に関する個人情報の取り扱いについては、青森県の規定に従います。
- ⑧応募作品の返却は求めません。

◇問い合わせ及び応募書類提出先

青森県環境生活部環境再生対策室環境再生計画担当

〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL:017-734-9263 FAX:017-734-8081

E-mail:kenkyo@pref.aomori.lg.jp

県境不法投棄現場環境再生・提案一覧(1/3)

(テーマ別、敬称略)

区分NO.	提案者名	所在地等	テーマ	提案の骨子	部会選定提案	参考提案
1	(株)アイ・シー・エフ	岩手県八幡平市	自然との共生	跡地の全面積を森林公園とする(参考ドイツのシュバイツバルト)。建物、道路等はつくらない、自然界の水の浄化システムを再現し、一部に農畜産物の見本園を設置する。		○
2	八戸市森林組合	青森県八戸市	自然駆植の考え方に基づく県民参加型自然再生	「田子町が集約した意見」に基づき、広葉樹新炭林の再生に留まらず、今後期待される経済価値の高い森林資源の創出の可能性を求め、地域生態系の構成樹種の中から潜在自然植生となる樹種をできる限り多く抽出適用する自然再生型の緑化を行う。緑化事業は、専門家指導型の一般市民参加植樹イベントの形をとり、研究団体(3団体)のポランティア的な協力を可能。	◎	
3	井口昭則	宮城県仙台市	山林再生	観光農園的な栗狩りを兼ねた、森林(林)として再生する。地元の小・中学校、老人ホームの方々に植林、維持管理の手助けをしていただき、実った栗は活動の成果・報酬として参加者が自由に収穫できる(記憶の現場に足を運ぶきっかけ)。		
4	小竹茂夫	東京都港区	ひとの手で壊した自然はひとの手で回復、とのメッセージを発信	人の生活の影響が及びにくい土地の特性を生かし、青森県の絶滅危惧種や希少動植物(植物、魚類、爬虫類、両生類、昆虫類)の保護区、保護施設をつくる。		
5	齋藤拓也	青森県青森市	地域環境ポータルサイトを軸にした現場再生	インターネットを使い、①地域の総合的環境情報を提供し、②サイトを見た人が環境再生活動に参画できるシステムを構築・運営する。具体的には、サイトの「エコ/キ」に葉を付け(クリック募金制度を導入)葉が200枚付く毎に一本の木となりそれがたまり森ができる。サイト上で木や森が育つとともに、現実世界でも葉が200枚付く毎に木が一本植樹できる。植樹はイベント形式で行う。		○
6	下田武夫(アトリエ無久)	青森県八戸市	記憶の保存と記録の保存	不法投棄以前の人々の記憶に残る風景にできるだけ戻す。要望があれば農地として民間に払い下げ、要望がない場合は植林し山林とする。簡素な展望台を整備し、浸出水処理施設は利用する。不法投棄と環境再生に關する全ての成果と記録を田子町図書館で公開する。		○
7	中村朋明	新潟県新潟市	(ローコストオペレーションで公園に)	跡地を公園(コスモスやチューリップの草花や木々を植え池なども作る。)にする。全国からボランティアを募集し公園作り、管理に参加してもらう。		
8	松原芳雄	青森県三戸町	(土壌汚染排除等のため、各種広葉樹の森に)	広葉樹①土壌汚染を排除する木としてあかしや、はんの木、柳、②花が咲き実を結ぶ木として栗、くるみ、榎、朴、山桜、まだの木、榆、栓、楓、岩手県側を含む場合は漆)を植樹し、「縄文の森」と称する。広葉樹の機能がどれほど自然環境に果たされているか実験の場とする。		
9	山口義三	青森県十和田市	現場の原状回復(国民参加による落葉広葉樹の植樹)	落葉広葉樹を植樹する。苗木は地元から、全国から希望者を募り(田子町小・中学生も)植樹祭の形で。現場や資料を展示し一般公開する。浸出水処理施設等は一定期間活用。		

地域づくりに活かしていく自然

県境不法投棄現場環境再生・提案一覧(2/3)

(テーマ別、敬称略)

区分NO.	提案者名	所在地等	テーマ	提案の骨子	部会選定提案	参考提案
10	(株)奥村組東日本支社環境技術部	東京都港区	自然林の再生と環境教育	風力、太陽光、バイオマス(家畜糞尿)による発電施設を設置し、自給自足を旨とする新エネルギータウンとする。環境教育ができる施設を設置、他は落葉広葉樹の自然林とする。		
11	東急建設(株)	東京都渋谷区	資源循環型によるエコアグリカルチャー	「田子町地域新エネルギービジョン」を踏まえ、バイオマス燃料施設(0.5ha、30t/日処理)を設置し、創出されるエネルギーを農業ハウス(1ha、階段状に設置)で利用、余剰分は販売する。緑地(8ha、竹林)を再生し、木質バイオマス資源として活用。バイオマス燃料施設は、将来的に水素ガス精製に切替えを予定(フルータワーシステム)。国の補助金を活用。	◎	
12	NPO・最終処分場技術システム研究協会	東京都港区	環境調和型リサイクル施設と四季公園	社会インフラの有効活用として、掘削空間・堰堤・水処理施設を利用して循環資源リサイクル施設へ改編し、有機性廃棄物のバイオ燃料化施設を建設する。集客施設として公共四季公園、保養施設、アクセス道路を整備する。風力発電・太陽光発電施設を設置し、敷地内施設へ電源供給する。環境学習の場として環境資料館を設置する。	◎	
13	梅沢信市	青森県田子町	限りある資源を大切にしよう(循環型社会)	油化プラント工場を建設し、公害学習教室、風力発電施設を併設する。		
14	菅原耕二	愛媛県松山市	集成の宿	誰にも迷惑をかけず安楽を迎えることができる温泉施設(長屋式、木造、バリアフリー)を設置する。中高年者を雇用。		
15	野崎巖	高知県高知市	間伐材からバイオマス燃料を抽出する研究機関の設立	高知県梶原町にて実施されているバイオマス燃料への取り組みを導入・改良・発展させる。風力発電や太陽光発電なども検討。		
16	林吉男	新潟県五泉市	①太陽光発電施設 ②針葉樹と広葉樹を混合植林	①県が事業主体となり、太陽光発電施設を設置する(国は太陽光発電施設設置の半分を補助する制度を設けると聞く。)②県が実施主体となり針葉樹と広葉樹を混合して自然的な植林をし、原状回復して「仮称;記念県民の森」的な位置付けをする。(①が②に優先)		
17	建設資材開発協同組合	埼玉県熊谷市	地力活性材による農作物栽培一大産地化	当組合が開発商品化した「地力活性材」を土壌に繰り返し散布することによって、汚染を除去し農作物の栽培地とし、ニンニク、リンゴ等の農産物の一大産地とする。		

生活関連の場

経済

県境不法投棄現場環境再生・提案一覧(3/3)

(テーマ別、敬称略)

区分NO.	提案者名	所在地等	テーマ	提案の骨子	部会選定提案	参考提案
18	慶應義塾大学 藤倉研究会	神奈川県藤沢市	環境再生博物館でアート で発信	①全国・世界の不法投棄の情報拠点、②不法投棄の体験、③埋立技術の研究の機能を有する環境再生博物館を設置し、若手芸術家の創作拠点を隣接設置する。年に数回のコンサート等の文化行事を開催する(参考ドイツのフォルククリンゲン鉄工所)。	◎	
19	八戸工業大学	青森県八戸市	教訓を次世代に語り継ぐ 「県境環境再生記念公園」	芝生・桜・広葉樹の植樹(桜・広葉樹はオーナー制)により緑地化し、付帯設備は駐車場及び展望台のみとする。浸出水処理施設を、環境教育・啓発と情報発信の拠点となる環境再生資料館とする。緑地と資料館の間に遊歩道を整備し、現場の一体化を図る。田子町・二戸市の各種施設と観光連携(相互案内、広報、誘導)。	◎	
20	緑化運動研究会	青森県青森市 京都府京都市	「持続可能生活モデル 村」の構築	居住施設・農地・森林等から成る「居住型モデル村」を整備して、居住者が、地域で培われてきた持続可能な生活技術を活用しながら、外部からの食料・エネルギーの投入に頼らない「持続可能生活」を実践する社会実験を行うことにより、国内外に対して、不法投棄の根本にある「大量消費社会」を改め、「循環型社会」を実現するよう強く訴える。		
21	白坂友三	鹿児島県肝付町	あおもり環境まなぶ館	負(マイナス)の面だけでなく陽(プラス)の面を取り上げ環境問題に関する講座、イベントなどを開催する施設を建設し、長期的に忍耐強く教育を継続する。		
22	関田光子	高知県いの町	再生を考える(循環型。いこいどだんらん。昔の生活。)	「循環型、日本一」(木材チップの燃料化)。夏、木、原っぱ、プール。冬、スキー。(高一の時の修学旅行の始まりが青森県)		
23	吉田	岩手県	「源氏の庭」の再現	青森の名所にとどまらず日本を代表する名所になるような庭園(全国の巨匠といわれる庭師を集めて彼らの集大成ともいえる壮大な庭)をつくる。源氏物語を世界に広げるきっかけに。		

教育・文化・交流の場

自然配植の考えに基づく
県民型自然再生法について

地域性苗木を使って

八戸市森林組合

田子町の状況

- ・人口の減少と高齢化
(農業従事者の減少)
- ・主な産業は農業
(ニンニク・葉タバコ・稲作)
- ・観光資源
たぶこぶ創造村・みろくの滝

青森県・岩手県堺不法投棄現場の状況

- ・主要都市から遠い
八戸市から1時間30分、二戸市から1時間10分程度
- ・田子町の中でも山奥
- ・人家が少ない
- ・傾斜面ではあるが、遠目から見えにくい

産廃処理場として立地条件が良い

青森県と田子町の将来予想？

人口の減少

- ・町の若者が減少
- ・高齢者の増加

予算の減少

- ・人口が減少する事により税収も減少
- ・福祉等の予算増に伴う予算の掘り

人材の減少

- ・人口の減少による人材のパイの減少
- ・有能な人材の流出(他の町・他の県)

様々な物事が縮小に向い始めている

人口・予算・人材の減少

田子町だけでなく、青森県のほとんどの市町村も似た状態である。

このような状況で何ができるのか

- ・産業の為の開放
- ・観光施設の開発
- ・将来へ記録や記憶の継承する建物の建築
- ・自然環境林の造成

毎年予算を出して維持しなくてはならないもの
するか？

逆に収益が上がる(貸与も含め)ものにする
か？

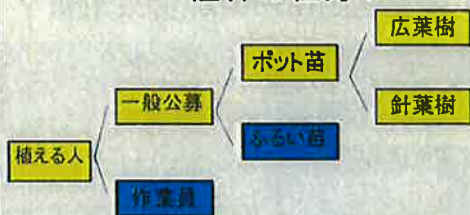
利用を考える1

- 農業・畜産
産業廃棄物の知分のイメージが強い ×
- リサイクル施設
市街地に近い方が利用しやすい ×
- 一般・産廃処分場
そのまま施設が有効利用出来て、収益が上がるが、町民感情を悪化させる可能性がある ×
- 観光・芸術施設
将来的に人口が少なくなる。趣味が多様化しており、集客能力が低下する。立地条件が悪い。 ×

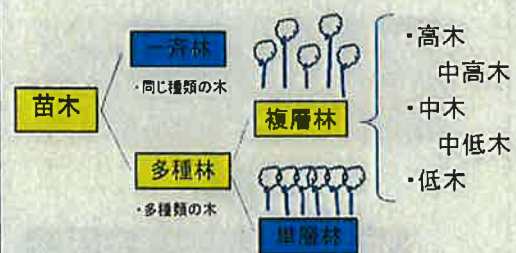
利用を考える2

- 大規模不法産廃場を後世に伝える建物
絶対必要だが、管理や施設の維持を考えると、役場の一部を借りる。又は、観光施設(創造村)に譲てる。◎だが、処分場内には施設の維持管理や、来客(観光客や遠足)が見込めない。△
- 公園化
維持費が掛かる。来客が見込めない。 ×
- 施設の貸与
場所を他の団体や会社等に利用させることで、収入が入る可能性がある。しかし、実際に利用されるかは不明。応募がない場合や誘致に失敗した場合は、逆に青森県の姿勢が問われる。 ?
- 森林の再生化
土砂の流失、防備、二酸化炭素の吸収源、野生動物の住み家、将来的に成長すると、様々な利用が考えられる。継続した予算の必要性が無い。 ◎

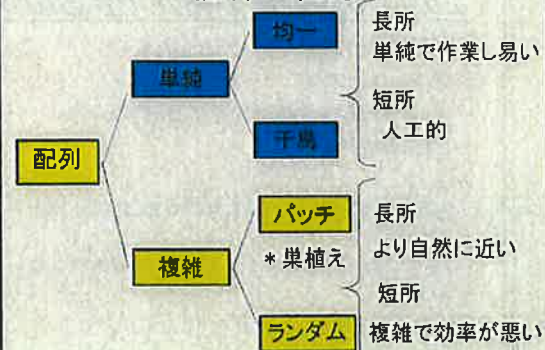
植林の仕方1



植林の仕方2



植林の仕方3



植林の仕方のまとめ

- > 作業は一般公募で大人数。
- > 素人でも植林しやすいポット苗木。
- > 針葉樹でも、広葉樹でも植林する。
- > 様々な特徴を持った木を植える。
- > 人工的な植林よりも、より自然に近い形で、それぞれの樹形や特性に合わせて植える。(効果だけを求めない)

自然配植技術

自然配植技術

自然配植技術の実践



自然配植技術の講習会の様子1



自然配植技術の講習会の様子2



配植場所の位置作成



現地での指導者・技術者による手直し



植林作業状況



地域性苗木とは

- 広葉樹のポット苗木は数が少ないし、種苗法での移動の制限はない。
- しかし、自然界の中では混ざり合う可能性がある。遺伝子レベルで攪乱する。
- 出来る限り、地域で育つ木の種等を使って育てる。地産地植の考え。

今までの植林方法を反省して、
行きついた先が自然配植技術だった。

- ✓ なぜその位置に配植するのかを深く考える。また、技術者同士で検討する。土壌、菌類、樹形、水、光、温度等高度な知識と経験が必要。日々の山を見る見方が大きく変わる。
 - ✓ 美的なセンスを兼ね備える。道徳的な発想も持ち合わせる。
 - ✓ 目的が異なる時、柔軟に設計を変えられる。捉われ過ぎない。
 - ✓ 地域性苗木を重要視している。
 - ✓ 地域の生活スタイル、地域経済についても考える。そして地域の技術者を養成する。
- ・・・etc

青森・岩手県境不法投棄現場環境再生の提案

資源循環型による エコアグリカルチャー

提案者 東急建設株式会社

プレゼンテーションの構成

1. 提案の概要について
2. テーマ選定の理由について
3. テーマ実現のための基本プラン
4. 期待される効果について

提案の概要について

⑤ 土地利用計画について



田子町の取組み (テーマ選定理由)

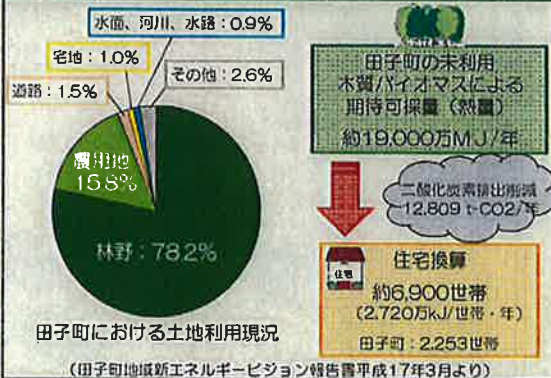
- ① 環境再生にバイオマスエネルギーを選んだ背景について

平成17年3月
「田子町地域新エネルギービジョン」報告書

平成18年3月
「田子町地域新エネルギービジョン
(重点テーマに係る詳細ビジョン)」報告書

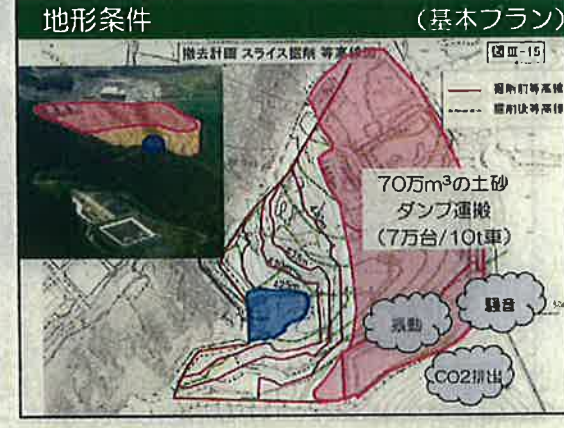
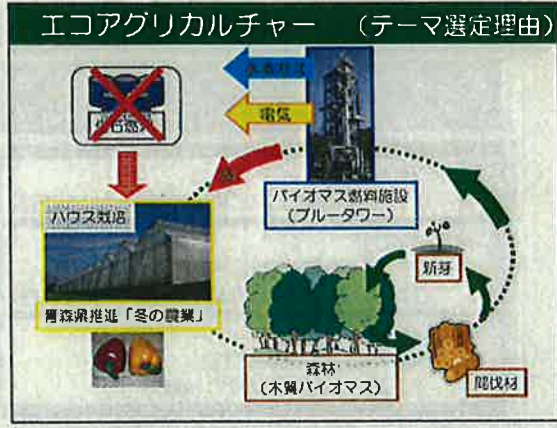
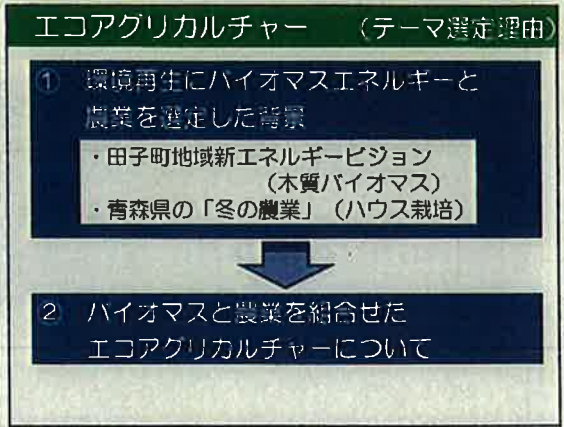
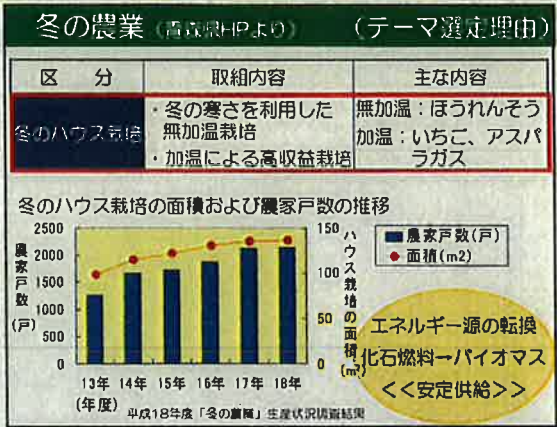
平成21年2月6日提出
(農林水産省公表：3月31日)
田子町バイオマスタウン構想

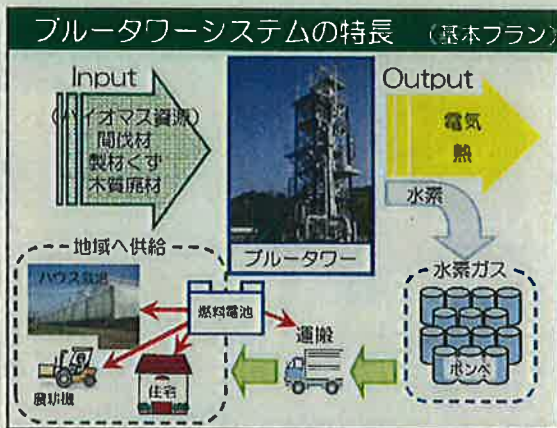
田子町のバイオマス (テーマ選定理由)



冬の農業 (青森県HPより) (テーマ選定理由)

区分	取組内容	主な内容
冬のハウス栽培	・冬の寒さを利用した無加温栽培 ・加温による高収益栽培	無加温：ほうれんそう 加温：いちご、アスパラガス
冬の露地栽培	・冬の寒さや雪により付加価値を高めた露地栽培	雪中にんじん
雪などを利用した貯蔵	・雪室による野菜や果樹の保存	雪室りんご
冬の農産加工	・冬の寒さや労働力を活用した加工品づくり	寒だいこん、干し餅
冬のグリーン・ツーリズム	・関連産業などと連携した冬の農業体験など	観光いちご園、どぶろく提供





概算事業費

支出 (初期投資)	1,825百万円 (※1の割合 3,550百万円)
農業ハウス施設建設費 (※1)	250百万円 1.0 (ha) 農業ハウス 水耕栽培システム、暖房施設等
造成費 (※1)	500百万円 1.5 (ha) 農業ハウスは階段状に設置
ブルータワー建設費 (※1)	2,600百万円 30t/日処理
研修施設建設費 (※1)	200百万円 敷地面積0.5ha
再生緑地	50百万円 8 (ha)
支出 (年間)	100百万円
ランニングコスト	100百万円 人件費、苗代、肥料代等
収入 (年間)	210百万円
農産物販売収入	120百万円 イチゴ、パプリカ等で算定
エネルギーの販売	90百万円 790kWh/年、11円/kWh

※1：施設建設費等は「バイオマスタウン構想」等の補助金により1/2にしました。

事業採算性は、ほぼ10年で償却可能

期待される効果

- ・ 新たな雇用の確保が見込める。
- ・ 青森県が推進する「冬の農業」に貢献できる。
- ・ CO2削減、環境に貢献する地域としてPR効果が見込める。
- ・ 循環型地域社会を实践する町としてイメージ・知名度アップが期待できる。

期待される効果

- ・ 新規産業の誘致に伴う町の税収入の増加が見込める。
- ・ イメージ・知名度のアップによる波及効果として、観光、移住、グリーン・ツーリズムが期待できる。
- ・ 施設を利用した農業従事者の育成が可能である。

環境融和型リサイクル施設と四季公園の提案

.....子供から老人まで楽しめる四季公園.....

特定非営利活動法人
最終処分場技術システム研究協会 (NPO・LSCS研)

発表者 副理事長 小谷克己
同 理事 堀井安雄

テーマ選定の目的・理由

1. 社会インフラの有効活用
「もったいない精神」の推進
 - 掘削空間と水処理施設を有効に利用して、循環資源リサイクル施設へ改築する。
 - バイオ燃料化施設を設置して、熱利用を図る。
- 2 断おこしをして、収入源を確保
 - 四季を通して集客できる四季公園等の創生
環境教育の場として、環境修復の歴史をモニュメントとして、次世代に伝える。

提案内容

1. 循環資源リサイクルの推進
 - ・バイオ燃料化施設 廃棄物の資源化
 - ・資源リサイクル施設 被覆型・安定化促進
 - ・水処理施設 既設水処理を利用
- 2 自然エネルギーの活用
 - ・風力発電 ・太陽光発電
- 3 自然環境の復元
 - ・四季公園 ・森林公園 ・管理棟(熱利用)
4. 環境学習の場
 - ・環境資料館(不法投棄廃棄物の保存)



1. 循環資源リサイクル施設

- 掘削した空間資源の利用
- 循環資源リサイクル施設を建設
 - ・バイオ燃料化施設(加水分解処理技術)
近隣市町村の生活系廃棄物の資源化
近隣農村・森林の有機性廃棄物の資源化
(生成物低位発熱:バイオ燃料5000Kcal/kg以上)
 - ・循環資源リサイクル施設(保管容量:15万t)
被覆型、安定促進型(水洗浄型)
 - ・水処理施設(既設150m³/日の利用)
生物学的脱窒+凝集膜分離+光化学分解

投入物と生成物

減容化 原料の1/5程度
燃料化 5,000kcal/kg程度の熱質
無害化 固体の細胞膜破壊
非反応物 食塩、陶磁器、ゴム類

2. 自然エネルギーの活用 太陽光・風力発電



- ・公園横には、風力発電機を設置する。
- ・循環資源リサイクル施設の屋根には、太陽光発電パネルを設置する。
- ・発生した電力は、敷地内の施設へ電源供給
→炭酸ガスの削減、地球温暖化防止に寄与
- ・出資企業を決め、募金する。
- ・余剰電力は売電、収益を運転資金に還元。

3. 自然環境の復元



・四季公園・森林公園・緑地公園

1. 四季公園

- ▶ 春(桜、菜の花、チューリップ)夏(ひまわり、夾竹桃、桔梗)
- ▶ 秋(薔薇、コスモス)冬(シクラメン、パンジー)の花壇造成

2. 森林公園・緑地公園

私の木公園(記念植樹の森)

- 木に個人の名前を付け、植樹(看板も設置)
- 成長記録やCO₂の消化量を調査・公表。
- 樹木の管理方法を教える。

実施団体



実施主体

青森県田子環境ビジネス公社

協力自治体

青森県、周辺市町村

協力団体

NPO・LSCS研(最終処分場技術システム研究協会)

協力企業

NPO・LSCS研の会員企業、地元協賛企業

NPO・LSCS研の構成会員



学界の権威者をリーダーとして以下のような企業及び個人が参画しています(3.21現在)。

団体会員(52)

コンサルタント 18社

プラントメーカー 4社

ゼネラルコントラクター 18社

資材メーカー 12社

個人会員(45名)の主要な資格

- 工学博士、技術士(衛生工学、地質、建設等)
- 一級施工管理技士、測量士等

想定する雇用、資金集め(概略)



雇用:互いに協力して省力化を図り、経費削減に努める。

各施設管理3~5名(7×4=28名)

アルバイト2~4名(7×3=21名)

募金:地球環境協力者・企業として発表する。

植樹1本1万円(3本×1万人=3億円)

(廃棄物で造った肥料を販売)

風力発電補助(200万円×200社=4億円)

太陽光発電(100万円×200社=2億円)

(売電も考慮)





期待される効果

1. 町おこし(集客)ができる。
2. 安定的な収入源が確保できる。
3. LSCS研の協力で安価な建設が可能。
4. 省資源・省エネルギーが実現できる。
5. 環境教育、環境対策が体験ができる。
6. 全国の環境再生モデル地区となり、視察者が増加する。

慶應義塾大学 藤倉研究会 環境再生博物館でアートで発信

代表者: 慶應義塾大学環境情報学部教授
藤倉 まなみ
発表者: 慶應義塾大学環境情報学部3年
松島 智美

慶應SFC

1

提案の背景

H20.11.12、研究会で横浜市戸塚区事案(産廃特措法指定)を見学。

・元は管理型処分場で、許可容量を超過した不適正処分。

・約91万m³埋立、
約17万m³超過。

・支障除去費用:
約42億円



右写真の出典: 横浜地+Pより、
http://www.city.yokohama.jp/eng/plan/area/43000000.html

慶應SFC

2



慶應SFC

4

提案に向けて

不適正処分現場の見学を踏まえて;

- ・リアルな体験で
 - 産業廃棄物の削減、適正処理の必要性
 - 環境に及ぼす影響
 - 多額の税金(私たちの世代に借金)の投入について、「気づき」を得られることが重要
- ・若い世代に気づきを与える「機会」を創出することが重要

慶應SFC

5

提案に向けて

青森・岩手県境不法投棄現場の特徴

1. 多額の税金が使われた日本最大級の不法投棄現場であったこと
2. 遮水壁など、遮水設備があること
3. 廃棄物の撤去後は、すり鉢状の形状を有していること
4. 周りは山林であること

環境再生博物館

野外コンサート等
アート発信

慶應SFC

6

環境再生博物館

不法投棄や環境再生の博物館兼研究施設

- 日本の不法投棄に関する研究成果(アーカイブ)
- (不法投棄廃棄物)の**実物大の体験**もできる博物館
- 進水工の耐久性研究等



神奈川県藤沢市の最終処分場
最終処分場の延命化のため、当初平成20年度末で埋立終了予定であった最終処分場を、焼却灰の熔融スラグ化により30年延命する予定。

環境SFC

7

跡地を再生してアート空間に

- すり鉢型の形状、山林
- 野外音楽堂のように、コンサートや芸術表現の場にできるのでは？(若者の関心と呼ぶ)



毎年、つまずいて開催されるap bank fes.

写真の出所) <http://www.gp-nr.jp/loop/ashinaka/07/>

- エコを掲げたコンサートは場所に必然性がない

環境SFC

8

跡地を再生してアート空間に

- ドイツの鉄工所跡地(汚染された土地や施設)の修復・活用例



- 日本最大級の不法投棄現場跡地を再生してアート空間に



写真の出所) <http://www.volklingen-buero.de/01/01/01/01/>

環境SFC

9

跡地の活用:ドイツの例①

世界文化遺産Völklingen (フェルクリンゲン)鉄工所



・フェルクリンゲン鉄工所は1973年に操業開始した製鉄所。現在は産業博物館となっており、1994年にユネスコの世界遺産に産業遺産として登録された。

・製鉄所内では多くの文化行事が開催されており、年間20万人を超える訪問者がいる。

写真の出所) <http://www.volklingen-buero.de/01/01/01/01/>

環境SFC

10

跡地の活用:ドイツの例②

IBAエムシャーパーク(1989-1999)



- ドイツ北西部ルール地方の衰退した鉄工業地帯を、環境的・経済的に立て直すことを目的とした構想。汚染された環境を再生すると同時に、ルール地方の歴史を物語る産業遺産を活用した施設等を整備。
- ティッセン社製鉄所跡地を利用したデュイスブルグ北景観公園は、製鉄所の施設をモニュメントとして保存し、土地を公園として開放。コンサート会場やロックライミング施設としても活用。

写真の出所) <http://www.ruhrgelb.de/vertrauenssache/duisburg-parkseite>
その他 <http://www.iba-ruhr.de/learning-cases/duisburg-IBA-Emshafen>

11

アートの発信

- 環境再生博物館と廃棄物撤去後の地形を活かし、文化行事(コンサートなど)を開催(ドイツの世界文化遺産フェルクリンゲン鉄工所等を例に)。
- 環境再生博物館に隣接して絵画や彫刻などのアート作品の制作の場を若い芸術家に提供。

環境SFC

12

期待される効果

- 不法投棄・環境再生の研究拠点の整備
- 博物館機能による一般国民への環境体験の提供
- 芸術家への環境問題への気づきの提供
- 地元田子町の皆さんと芸術家の交流
- コンサート等を通じた首都圏などの若者への情報発信

環境SFC

13

参考資料

- 横浜市戸塚区事業
 - <http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/sanpal/shinanocho/>
- フェルクリンゲン鉄工所
 - <http://whc.unesco.org/en/list/687>
- IBMエムシャーパーク
 - http://www.horonal.com/05_Deutsche/BA/Deutsche01.html
 - http://www.jcca.or.jp/achievement/tilm_report/report_vol_04.html

(資料中、出所の明記のない写真は全て藤倉の撮影したもの。)

環境SFC

14

県境不法投棄事案の教訓を次世代に語り継ぐ 「県境環境再生記念公園」

代表者 八戸工業大学 学長 庄谷 征 美
 ○ 担当者 八戸工業大学 工学部 環境建設工学科
 講師 鈴木 拓 也

テーマ選定の目的・理由

本事業は、大量生産・大量消費・大量廃棄の一過型経済システムのひずみにより発生したものであり、本地球に大きな環境・社会問題を引き起こした。

本事業の経験は、持続的発展可能な国・地域社会の創造に向けて国民全体が共有(反省)し、次世代に継承しなければならない。

そこで「教訓を活かし、次世代に語り継ぐ」ことを目的とした提案を行う。

キーワード

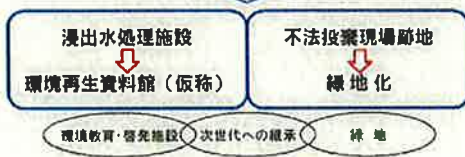
環境教育・啓発施設、次世代への継承、緑地

本提案では、下記の2点について特に留意しました

- (1) 費用をなるべくかけないこと
- (2) 「住民参加型」とすること

提案の概要

- ◆ 青森県・田子町・研究機関が実施したアンケート
- ◆ 県民ワークショップの結果



緑地化と環境再生資料館を2つの柱とし、これらを有機的に結びつけて活用する提案を行います。

跡地の緑地化

- 管理の容易な芝生および桜や広葉樹を植樹
- 付帯設備としては駐車場および展望台(地元の関係材の利用)の設置のみ
- 桜や広葉樹は、オーナー制とし希望者に負担していただき整備することで経費を節約



環境再生資料館

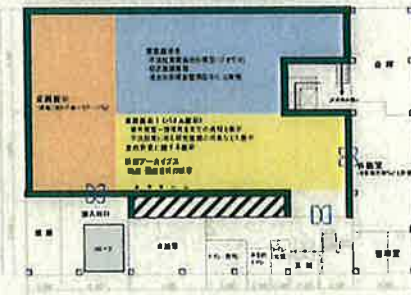
- 発見から環境再生までの過程をパネルや模型等を表示

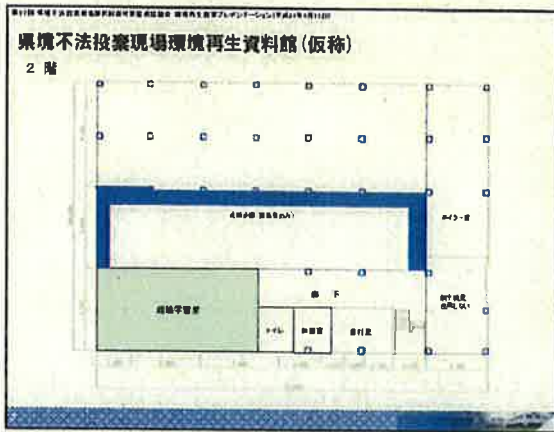
小学生から一般まで広く学習できる環境教育・啓発施設
 情報発信基地として整備

- 特に、環境再生への過程では、住民、行政以外にも研究機関などが深く参画した珍しいケースであり、これらの研究成果等もふんだんに取り入れる。
- 建物は現在の浸出水処理施設を利用
- また、緑地と資料館の間に遊歩道を整備し、現場の一体化を図る

県境不法投棄現場環境再生資料館(仮称)


1階





実施主体(連携、協力主体を含む)

- 青森県: 跡地の整形、施設整備等に係る事業を行う
- 市民ボランティア: 緑化(芝、桜、広葉樹)作業を行う
青森県および田子町が協力する
- なお、桜や広葉樹はオーナー制とし植樹希望者に購入していただく
- 地元ボランティア: 資料館の運営を行う。
特に書から現場のことをよく知っている年配の方に協力いただきたい



植樹作業のイメージ

概算事業費

- 跡地整形(土壌改良含む)、施設整備等に係る土木工事費
- 芝生の種などの費用
- 資料館設置に係る改装費および展示資料等の製作費

期待される効果 ①

- 緑地
 - 桜や広葉樹のオーナー制導入
 - 多くの人運に關心を持って現場を見守り続けてもらえることができる。
 - 季節感のある植生を行うことで、より多くの人運に現場に立ち寄る機会を提供

観光・交流の場として活用することを期待

- 環境再生資料館
 - 環境再生までの過程を詳細に展示
 - 得られた知恵や教訓をメッセージとして伝える機能を持たせる

環境学習・啓発施設および情報発信拠点

- 国内には本専業のような事例が多数 → 他専業への知恵および経験を継承することを期待できる
- ホームページなどのICT情報媒体や機器を充実させればさらに効果的
- 環境に関わる企画展示スペースや会議室・環境学習室も設置 → 各種イベントも開催可能

期待される効果 ②

- 十和田・八甲田・二戸エリアに近い
- 旅行者(特に修学旅行者)にも立ち寄ってもらえるような観光ルートの確立も期待
- 田子町や二戸市の既存の観光施設等との相互案内・広域などの連携を固める必要あり
(田子町ガーリックセンターや温泉館などで 相互案内・広域・研修等を行う)
- 小中高校生や各種団体の環境教育や遠足等の場として充分に活用できる



施策内容を検討するにあたっての協議会各委員からの意見

〈施策を展開するにあたっての全般的事項〉

○優先順位を明確にすること。

第一の付加価値、この現場に於いて人類の財産として周知する手法を最優先にすべきである。そして絶対に譲れない手法である。

市民参加も周知の手段であり、「教訓継承」、すなわちモニュメントとしての博物館機能や何らかのシンボルの創出はこの手段の最重要なものである。

特にモニュメントやシンボルは意識の異なる様々な人が、同じ問題に向き合い、それを共有するための「バウンダリーオブジェクト」として重要で、最優先事項である。

現状の「地域振興」カテゴリーは、モニュメント性、シンボル性を持たせて、バウンダリーオブジェクトの1つと考えることもできる。(費用対効果次第)

本来の「地域振興」、第一に付加価値の創出に成功すれば、意識的なグリーンツーリズムの活性化などを通じて訪問者の増加により自然にもたらされると考える。

〈自然再生〉

○よき活動に広く県民が参加できるよう広く県民を募って有志のボランティア活動として実施すべきである。

○周辺森林環境の管理・保全も含めた地域管理につなげていくことが必要である(現場のみ特別に管理された森林はかえって不自然である)。

○植樹祭の後にも、維持管理と監視が必要であり、そこには厳重で適切な施策の展開が求められる。そのため、地元との連携をより重視した施策であるよう望まれる。

〈地域の振興〉

○民間企業や専門機関の中には、当該地を環境関連技術やシステム、活動の実績や最新情報、取組姿勢のアピールの場として活用する可能性もあると考えられるので、まだ計画が決まっていない現段階からでも、経過状況を積極的に発信しながら、アピールを開始すべきである。大小あるいは専門や市民活動レベルのメディアと提携して、定期的、あるいは特集を組んだりして情報発信することも考えられる。普段からの情報発信活動が、この事案の「鮮度」の低下を防ぎ、民間企業などの事業化意欲を高める。

また現段階で意欲を持つ企業、団体が現れたら、可能な限り、予約あるいは準備行動を認めて、少しでも早く、動き出しているという発信をすべきである。

○全国公募の提案者以外にも、広く全国から事業提案を受け入れる体制をつくる。

○日本の公害跡地活用を参考にして、何をやるかを考えると良い。

○当該地はその性格からして大規模造成をすべきでないから、急傾斜などのために植林も

施設整備も困難な場所があると思われる。そこを数年間など期間を限定して、大地を舞台とする彫刻やその他の表現活動の場として無償で提供し、試作や発表の場として活用してもらおうという発信の仕方もあるのではないか。「魅力」のある活動の要素も取り入れるべきだと思う。

○青森、岩手とともに考えてやるべきである。

〈情報発信〉

- 水処理施設については、本事案の全国的な「知名度」、情報を後世に発信すべきこと、および「負の遺産」を乗り越えた地域振興の必要性などから、より積極的な活用を図るべきと考える。
- 教訓の発信として、水処理施設が有効活用されるべきで、借用地であるとのことであるが、交渉し、出来るだけ長期にわたって利用できるようにすべきである。
- 岩手県と連携し、現地に資料展示施設を整備する（不可能であれば、現在の仮設の事務所等を補強・改造して利用する等の手法も考慮する）。
- できれば、青森・岩手両県の全ての資料を閲覧可能にして欲しい。
- ここから発信される情報は、日本最大と言われる不法投棄現場からの環境再生に至るまでの教訓と経験、知恵、技術を継承し、活用されていくことを目的とするものである。それ故、その情報は、大人への発信に止まらず、将来を担う子供たちに発信することの意義が大きいものとする。
- そこで、子どもたちの環境保全意識の啓蒙を視野に入れた具体的な施策の検討をお願いしたい。現事案が後世にまで引き継がれていくためには、学校教育現場との連携及びそれを構築して施策が大切である。
- 環境教育の場として活用されることを願う。そのためにも県南に限らず県内各地域の教育委員会と連携することも大事である。遠足や郊外学習の場として来ていただく。来られなければ、出前講座として学校に赴き、DVDを見てもらい、環境のことを話し合ってもらおうということも可能ではないか。学校だけでなく、公民館や寿大学での講座も可能である。
- 県民への周知のために6月5日の「環境の日」が、6月の環境月間期間中に、県内で開催される環境イベントにパネル展示やパンフレット配布、現地への見学会を行うこともできる。とにかく、青森県と岩手県で起きた日本最大規模の不法投棄という出来事を風化させてはいけなく、忘れられてはいけなく考える。そのためにはアーカイブも教育もイベントも大切である。
- “百聞は一見にしかず”である。現在行っている出前講座・不法投棄現場見学、処理施設見学の継続を希望する。
- 事前予約があれば、見学者へ対応する（県職員、又は、ボランティアに依頼）。

- 定期的に、不法投棄に関するシンポジウム等を行う（他の現場事例の紹介など、他事例ともリンク）。毎年、決まった月の第〇週の土日に設定するなど、このような事案があったことを忘れ去られないようする努力が必要である。
- 情報発信活動を継続的に行い、かつ広く関心を集めるために、関連する業界や企業・団体、学会、国民（大人から子供まで）に呼びかけて「県境再生基金」を造成してはどうか。提案募集の中にあつた地域環境ポータルサイトとの連動も考えるべきである。その前提として、「自然再生」や「地域振興」、創造的な「情報発信」活動が継続的に実施されていることが必要である。呼びかけの主体は検討しなければならないが、継続的に参加意識を持ってもらうためのひとつの手立てである。
- 地元の人々がどのような恐怖感を持ったかが重要であり、それを調査すべきである。
- 信頼している地方行政に対して一時的にでも不信感を持った事、そして行政がそれに対して適切な処理をした事を示す。
- 人間の心が善でなく悪に走ると、とてつもない事が起こる事を後世に残す方法を考える。
- 地域も現在は安全である事を確認するために、馬淵川の他の水系と、対象水系の水質調査を子供たちと何十年も教育システムを作る事は大切である。
- 不法投棄がなぜ生じたかを真摯に反省して、吉野作造の足尾銅山の例のように、全国は当然、世界に発信すべきである。すなわち、日本語版、英語版、フランス語版、ドイツ語版、中国語版、韓国語版、アラビア語版等での HP を作成して発信すると良い。廃棄物処理の国際会議でもどんどん発表すべきである。

〈その他〉

- 風評被害のための債務負担行為額の 30 億円を環境再生をも包含した基金として設立し、国民、県民に広く参加（基金拠出）を呼びかけ、県民合意の上で環境再生及び環境対策一般に活用する。

第29回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会議事録概要
(環境再生計画関係)

開催年月日：平成21年9月19日

○青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）について

〔事務局説明〕

資料5-1「県境不法投棄現場県境再生計画の検討の流れ」に基づき説明

委員

- ・ 県境再生対策推進本部会議幹事会は、誰が参加して審議するのか。

事務局

- ・ 県境再生対策推進本部会議幹事会は、副知事をトップに県庁の各部局長で構成する推進本部があり、その下部組織である。関係する課長が構成員となっており全庁横断的に、原状回復対策なりを検討する組織である。

委員

- ・ 別紙3の計画の構成（案）の5の施策内容が、今までの「施策の内容と展開手法」という形ではなく、「施策の構想と施策の具体化」に変わっていることについて補足説明をしていただきたい。

事務局

- ・ 前回の素案で出した施策内容は、県として確実に実施するものとの位置付けであった。計画（案）の施策の構想では、可能性のレベルまで含め、時間軸についても長期的な将来の可能性まで広げた形での施策を記述したいと考えている。

委員

- ・ そうすると、別紙2の施策の内容がもう少し幅広な形になって施策の構想に、施策の展開手法が施策の具体化に対応するのか。

事務局

- ・ イメージとしては、別紙2の施策の内容と展開手法が、計画（案）の施策の具体化に記述され、これは若干広がることもあるかもしれない。計画（案）の施策の構想は、将来の可能性まで広げた形になるので、新たに記述することになる。

委員

- ・ 分かった。

会長

- ・ 別紙2の施策の内容が構想であって、施策の展開手法が具体化なのかという質問だったのでではないか。

事務局

- ・ 補足させていただくと、別紙2というのは、前回お示した素案に施策の展開手法ということで肉付けをしていく、それらが併せて別紙3の施策の具体化の内容になると。そのほかに、現時点でなかなか実施の可能性を見出し難いものも含めて、施策の構想として施策体系的に整理するというように考えている。

会長

- ・ 別紙2の素案の中の展開手法という言葉が今一つ理解できない。
もう一つ、別紙3の計画の構成（案）では、施策の構想は、協議会提言及び施策の展

開手法への協議会意見を踏まえて議論をすると。要するにメニュー出しをする、そのメニューを踏まえて、県の方で施策内容を構想と具体化に分けて書くという理解でいいか。

事務局

- ・ 別紙2をご覧いただきたい。基本的な施策の骨組みが一番左の欄に書いているが、その施策を具体化する手法を一番右の欄に例示しており、この例示した以外にも今日の協議会でご意見をいただいて、ご意見が左の施策の骨組みに折り込まれていくと。左の欄の施策の内容と、右の欄の施策の展開手法、具体化の方法であるが、それらが一体となった形で資料3の5の(2)の施策の具体化という所に記述されるということでお考えいただきたい。

委員

- ・ 別紙3の計画の構成(案)で、今日、全体構想が出てきたが、この全体構想によれば、環境再生計画(素案)の前に、前提となる構想を議論し、これが(1)の施策の構想に記述される。だから、環境再生計画(素案)の前提になる議論を別途すると。その議論の結果として、施策の展開手法が今ここに例示されてあるものだけでなく加わってくると。こういう理解でいいか。したがって、環境再生計画(素案)は、構想とは違うと。

事務局

- ・ 構想とは別物である。今、委員がおっしゃったとおりの内容で考えている。

委員

- ・ 資料を事前に送っていただいて、素案についても意見を述べよと言われているので、施策の内容の素案も変わるはずだと思うが、どうか。

事務局

- ・ 環境再生計画(素案)に記述した施策の内容は、いわば施策の骨組みであり、このほか、もっと骨組みとなるこういった施策も必要だというご意見はあり得ると思っている。逆に、ここに掲げたもので、これは要らないと、そういったご意見は無いと思っているが、予定はしている。

委員

- ・ 素案はあまりにも漠然とした書き方が多い。今まで県の方でもいろんなアンケートとか、皆さんのご意見を聞いていると思うので、もう少し、素案の内容が膨らんでいてもいいのではないか。

事務局

- ・ こちらの説明の拙さもあってご理解いただけなかったかもしれないが。素案というのは、計画の骨の部分である。今日、ご協議いただくなかで、骨組みに肉付けされる具体的な方法をどんどん出していただきたいと。そうすれば、計画全体が肉付けされたものになってくるという具合に考えている。

会長

- ・ 一応、大きな骨組みについては、これで書かせていただいたということで、先ほどの議論を踏まえると、さらにその骨に、欠けている部分があれば、継ぎ足していただいても良いということ。

委員

- ・ 策定スケジュールについて、できるならば策定途中で地元住民に知らしめていただきたいと思うが、どうか。

事務局

- ・ 地元住民の方に県の方から直接説明をとという趣旨かと思うが、これは、この協議会に町長さんと田子町を代表して2人の委員に参加していただいているので、協議の内容について、田子町に受け皿となる協議会等の場があると存じ上げているので、そういった場を利用していただいて、田子の住民の皆様にも周知をしていただければ幸いである。

会長

- ・ 次に、資料5-2について、事務局の方で要約していただいている。これを踏まえて、大きな意見を説明いただき、必要に応じて細部の議論に移りたいと思う。

〔事務局説明〕

資料5-2「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見の概要」に基づき説明

委員

- ・ 素案を見ての第一印象は、長い間我々が議論してきたことを要領よく要約してくれた、きちんと必要なものは全て盛り込む形になっていたと。
- ・ ただ、私はできたが魂が入っていないというのが、最大の言いたかったことである。この魂が無いが故に、凄く平板な印象になってしまった。優先順位を付ける基準だとか議論されたはずだが、それはコンセプトということであるが、それが埋没してしまった。これを明確にすべきであるというのが私の意見の最大の点である。
- ・ そう思っていたら、別紙3で構想という話が出てきたので、これはいいと思った。構想というのは、まさにそういう議論を必要とする。何を議論するのかということになれば、私は付加価値について十分議論できていなかったという気がする。付加価値にも、質的な違いが幾つかあると思う。優先順位とも大いに関係するのだが、最大の付加価値というのは、人類史にあってはならない不法投棄という事実があって、いろいろ紆余曲折はあったが、技術的な問題や住民の異なる意見を克服しながら自然を回復したという、この事実が最大の付加価値であり、これをどう伝えるかという、伝え方、伝えること自体が最大の付加価値じゃないかと、私は思っている。

委員

- ・ この環境再生計画（素案）は、県の立場で書かれたものだという印象が非常に強い。もっと大きく青森県として全国あるいは世界に発信していくような計画であるべきだと。その中で、例えば、県の財政制約とか、行政としての立場との関係については、これから世界、あるいは後々の世代に対して非常に強烈的なアピールをするということを基本として、県行政は、全部県がやるというのではなく、コーディネーター役というか、呼び掛ける役目ということで積極的な役割を果たすという位置付けで構想内容を書けば、もっと積極的な書きっぷりになるのではないかと思う。計画の打ち出し方としては全体のビジョンとか理念を書けるような、今言ったような性格付けにすべきではないかと思う。

委員

- ・ 日本人というのは、世界で一番お人好しで、一番優しい人種である。そういう人間であっても、こんなことが起きるんだということを世界の人に知っていただくというのは、非常に大事なことだと思う。
- ・ ただ、地元の方が、田子のにんにくとか、田子牛とかに対して風評被害が生じるから

止めてくれと言ったら、それも非常に大きなファクターだから、その時は発信は止めるということも考えてもいいんじゃないかと常々思っている。ごみなんてその辺に捨てるのが普通だという方は沢山世界にいます。次の世代でも同じことが当然世界で起きてくる。そこで、地元で許していただけるのであれば、世界に発信していけばいいんじゃないかと思っている。これは、付加価値の本当に一番大きなものではないかと思う。

委員

- ・ 先ほどから、最大の付加価値というのは、今までの環境再生に向けての教訓を伝えていくこと、これが一番大事ではないかという意見が出されている。
- ・ この教訓を残すために、水処理施設を資料館にするのはどうかということが提案され、今日の資料の中にも、その用地を買い上げることはできないがとか、有効活用するように方向付け出来ないかというような意見が出されている。
- ・ そこで質問したい。県の方では、確実に実施可能なものということで稼働期間内と限定しているが、これは変更可能なのか。

事務局

- ・ 水処理施設を資料館としてある程度恒久的な期間利用することができるかどうかについては、その可能性がまだ見えていない。したがって、その可能性について、全体構想に折り込めるかどうか、これから検討させていただきたい。

委員

- ・ 技術的なことも含めて大変苦勞してこれだけの年数、お金を掛けて、原状を回復しようとしているわけなので、技術のこと、歴史のこと、地元のいろんな事情のこと、それを全部ある程度残して全世界に発信しなくてはいけない。これが一番のコンセプトではないかと思っている。
- ・ 多分、これは県としては難しいと思うが、この事案の日本、世界における重要度を考えれば、この程度はお安いものだというぐらいの判断をすべきではないかと思っている。ただ、作ったのはいいが客が来ないというのが全国の例なので、田子町や二戸市も含め、地域としてどうこれを利用して盛り上げていくかということを県とも相談しながら、町として独自の考えを持ちながら整備しないと、これはうまくいかないと思う。

委員

- ・ 産業革命以降、我々の文明は2つの大きな課題をもたらした。1つは、大量生産、大量消費社会がもたらした大量廃棄社会。あと1つは、地球温暖化の原因となる温室効果ガス。この悪しき象徴であり、また再生のシンボルが、今回の事業計画ではないだろうかという認識でいる。
- ・ 1番のシンボリックな活動が、青森県の、まさに青い森の象徴である植林の活動ということを中心に、活動していけたらいいと。国内外の植林活動のパイオニアで、最高の素晴らしい実績を残している、横浜国立大の宮脇先生、青森県に何度も来て、八戸にも来て指導をしている、この方の1番素晴らしいところは、よそから持ってきた植林活動でなく、その土地に合った植林活動こそが本当の植林だという信念で、日本国内、世界各地でやっている。そうした植林活動をやっていただける方のアドバイスをいただいて全体のきちんとした計画をやっていければいいと考えている。

委員

- ・ 施策の構想の話に繋がると思うのだが、資料5-1の今までの経緯をずっと眺めてみ

ると、アンケート、提案募集等いろいろと実施してきて、その後、環境再生の方向性の整理という所、ここがまさにコンセプトで、付加価値という言葉も入っているし、根本は、本事案で積み重ねられてきた教訓、経験、知恵、技術を継承し生かしていくことであると。それから、付加価値を与えていくことであると。

- ・ 強調したいのは、地域づくり、地域活性といった視点、地域振興というと何か経済っぽく聞こえるが、そこに人が入ると、地域活性という言葉になるのではないか。こういったキーワードをしっかり計画で施策の構想の中に入れることが大事であると。
- ・ 今日感動したのは、資料5-2の意見の中に、計画に対する行政や我々県民の思いは計画に書かれた文章でしか伝わらないので、とにかくそういう思いを次世代に残るように書いて欲しい、次世代に誇れる計画であって欲しいという素晴らしい言葉があったことである。

会 長

- ・ 折角議論してきたんだから、何らかの形で広く知っていただく。県民、日本全体に知っていただくと同時に、後世の人にも伝えていかなければならないということで、書かないと見えないから書くことが大事だという指摘であったと思う。
- ・ これは非常に難しい面があって、構想と具体化という話になってくると思う。良いことを一杯書いても、書いたからやってくれよ、ということでは必ずしもないのだろうと。どんな計画でも同じで、事業として成り立たせるためには財政的な裏付けが必要だし、時間的な制約、条件等もある。それを、短期的にやっていくものと、中長期的にやっていくものに分けて、構想的なものや大きな理念というものもあるかもしれないが、何らかの形でそれは書き込んでいただかないと見えない、というのが皆様の意見ではないかと思う。

委 員

- ・ 再生そのものは、付加価値なのか、本来の価値なのか。自然再生は、私の中では、本来の価値づくりで付加価値ではないと。付加価値は、それにオンする形のものだと。植林というのは、その両方に関わるものだと思う。つまり、具体的に自然再生する活動であり、結果として木が生え、自然が再生する。それを一般の人々の手でやることによって、経験を分かち合うということ。これが付加価値だと、私は理解している。
- ・ 難しく言うとバウンダリーオブジェクト、簡単に言うとシンボル。この情報発信、あるいは後世に残すというのは、2つ経路がある。1つは、本当に純粋に情報として残すということで、これはアーカイブズとか、ホームページでの発信とか、要するに書いたもの、計画そのもの。これは、ある意味では、聖書を作るということ。
- ・ それと同時に、現場というものが大変大事だと思う、それは、聖地を作るということ。この2つが噛み合って、初めて発信が出来ると思う。聖地を作るというのは、大変大事なことだと思っていて、その中で、資料館だとか、モニュメント、シンボル、こういったものが位置付けられると思う。単に、資料、情報だけであれば、そういったものは無くてもいい。どこかにアーカイブズがあればいい。ただそれだけでは、第1のコンセプトであった人類史に貢献をするというような意味の情報は伝わらないと思う。
- ・ 植林をするというのも、その活動の1つに位置付けられると思う。植林をするというのも、ある意味では、その現場に参加するという、ある種の聖地化をする、清い地を作っていく活動の1つであると思う。

委員

- ・ この自然再生ということであれば、聖地を作るという感覚も重要であるが、長期的には、元々谷地になる所で雑木があって葛の蔦がグルグル絡まるような所、あまり利用出来ない所だろうという感じがする。長期にわたれば、何も無かったということになるだろうけれども、下刈りとかを4、5年すれば、ここにゴミが捨てられていたんだということを伝えることはできるだろうと思っている。だから、5、6年、下刈りの作業をし、その後は、自然に任せようというのが、私の自然再生についての考え方である。
- ・ これまで、県民意向の調査だとか、企業からの提案、ワークショップなど、膨大なエネルギーが使われてきたので、これだけのエネルギーが注ぎ込まれたら、何とかやろうという気にならなければならないと思っている。財政的な部分をきちんと押さえているのだから、そのことを踏まえながら、どうしたらこのエネルギーを伝えられるのかという所で努力をしていただきたい。

委員

- ・ 日本財団とかイオンとか、そういう所へも財源を求めていってもいいのではないか。
- ・ 県が示した素案に関して、漠然としすぎていると袋叩きにあっているが、私は最初に鎌田さんの情熱に引かれて岡山からずっときていて、今は山田室長が実際にやって、きつとちゃんとしたものを作ってくれると思う。痛い痛い病の富山の神通川で三井金属の今の所長が地元に行ったら、地元の方が拍手をしてくれたらいい、あれだけ悪いことをした所に対して。県の方も、山田室長が地元に行ったら、皆さんから拍手してもらえるような行政をしていただければと思う。

委員

- ・ 現場は1つであるという認識で、岩手県、青森県の連携が大事ではないかと思う。
- ・ 2度とこのようなことが起きないようにという教訓と教育、自然の素晴らしさの教育というものを考えていただきたい。素晴らしいものになったなど、今思わなくても、将来の人達が思うような所にしていただきたい。田子町の意見は県の方に出しているわけで、それにプラス、皆様の知恵を足していただいて、素晴らしい所にしていただきたい。

会長

- ・ 私としては、資料5-1で、全体的に今までの流れを再度レビューして、位置付け等がはっきりしたなど。それから、資料5-2で、追加意見を沢山いただき、それを補足する意見として、内容を明確に説明いただいたということで、大体、枠組みが見えてきたのではないかと思った。
- ・ 県の方では、そういうものを踏まえて、後世に残るもの、また全日本、全世界に通じるものを計画案として作っていただきたい。それをしなければいけないという使命もあると思う。今、本当に全国的に注目されており、原状回復からプラスに転換するように、更に全日本、全世界に誇れるような形で策定していただくよう、この協議会の委員全員で希望したいと思う。
- ・ 県は、できるだけ委員の方と連絡を密に取って、内容を練り上げていただくことを期待する。

県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会設置要領

(趣旨)

第1 青森県と岩手県との県境において発生した廃棄物不法投棄事案について、原状回復対策等を、効果的かつ早急に実施するために必要な評価・検討等を行うため、「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(所掌)

第2 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 原状回復対策の工法に関する評価・検討
- (2) 不法投棄廃棄物の処理方法に関する評価・検討
- (3) 原状回復対策の実施に係る安全性の評価・検討及び管理
- (4) 環境モニタリングに関する評価・検討
- (5) 跡地利用及び環境再生の検討
- (6) その他必要な事項

(組織)

第3 協議会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長が選任する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7 会長は、第2に定める所掌事項に関し、必要に応じて利害関係者及び学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7の2 会長は、県境不法投棄現場の環境再生に関する提案募集方法の検討及び提案の審査を行うため、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会環境再生提案・審査部会（以下「部会」という。）を設置する。

(庶務)

第8 協議会及び部会の庶務は、県境再生対策室において処理する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成15年7月31日から施行する。

改正 平成15年9月 1日

改正 平成16年3月26日

改正 平成17年2月14日

改正 平成20年5月24日

県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会委員名簿

(氏名 五十音順)

任期:平成19年7月31日から平成21年7月30日

氏名	所属等
石井 一英	北海道大学助教(大学院工学研究科)
井上 隆一郎	青森公立大学教授(経営経済学部)
大久保 勉	八戸圏域水道企業団副企業長
小田 光子	公募委員(弘前市在住)
小原 豊明	二戸市長
工藤 勝雄	二戸自然と環境を守る会副会長
栗生 宗吉	公募委員(南部町在住)
佐々木 俊介	青森公立大学教授(経営経済学部)
澤口 博二	田子の声100人委員会事務局長
須藤 淳子	公募委員(青森市在住)
西垣 誠	岡山大学教授(大学院環境学研究科)
福士 憲一	八戸工業大学教授(工学部環境建設工学科)
古市 徹	北海道大学教授(大学院工学研究科)
松橋 良則	田子町長
柳田 慶一	田子町農業協同組合理事

委員15名

(氏名 五十音順)

任期:平成21年7月31日から平成23年7月30日

氏名	所属等
石井 一英	北海道大学助教(大学院工学研究科)
井上 隆一郎	青森公立大学教授(経営経済学部)
宇藤 安貴子	田子町推薦委員(八戸農業協同組合女性部田子支部長)
大久保 勉	八戸圏域水道企業団副企業長
小田 光子	公募委員(弘前市在住)
小原 豊明	二戸市長
佐々木 俊介	青森公立大学教授(経営経済学部)
澤口 博二	田子町推薦委員(田子の声100人委員会事務局長)
西垣 誠	岡山大学教授(大学院環境学研究科)
福士 憲一	八戸工業大学教授(工学部土木建築工学科)
藤川 あきつ	公募委員(青森市在住)
古市 徹	北海道大学教授(大学院工学研究科)
松橋 良則	田子町長
溝江 康徳	公募委員(八戸市在住)

委員14名

県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会環境再生提案・審査部会運営要領

(目的)

第1 この要領は、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会設置要領第9に基づき、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会環境再生提案・審査部会（以下「部会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第2 部会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 専門家等からの提案募集方法等に関する助言・検討
- (2) 専門家等からの提案に関する審査
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3 部会の委員は、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（以下「協議会」という。）の会長が協議会の委員の中から指名する。

(部会長)

第4 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選による。
- 3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(任期)

第5 委員の任期は、平成21年7月30日までとする。

(会議)

第6 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 協議会の会長は、部会に出席することができる。

(意見の聴取)

第7 部会長は、第2に定める所掌事項に関し、必要に応じて学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第8 部会長は、部会における協議内容について、協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成20年5月24日から施行する。

県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会環境再生提案・審査部会名簿

(氏名 五十音順)

氏 名	所 属 等
石 井 一 英	北海道大学助教（大学院工学研究科）
井 上 隆一郎	青森公立大学教授（経営経済学部）
小 田 光 子	公募委員（弘前市在住）
佐々木 俊 介 （部会長）	青森公立大学教授（経営経済学部）
松 橋 良 則	田子町長